

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 5 日)
(第 30 号)

第 30 号
12 月 5 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第30号

○令和4年12月5日（月曜日）

議事日程（第30号）

令和4年12月5日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第164号
〔提案説明、質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第164号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美

9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	里明
20	番	山本	香尚
21	番	稻森	稔初
22	番	濱井	野治
23	番	森野	真衛
24	番	津村	熊野
25	番	杉本	宜三
26	番	藤田	昭義
27	番	稻垣	成生
28	番	石田	林聡
29	番	村林	正人
30	番	小部	富男
31	番	服部	孝栄
32	番	谷川	豊
33	番	東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	智
36	番	今井	広

37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書記（議事課長）	前 川 幸 則
書記（企画法務課長）	小 野 明 子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐 竹 宴
書記（議事課主幹）	櫻 井 彰
書記（議事課主任）	長谷川 智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	山本英樹
戦略企画部長	安井晃
総務部長	高間伸夫
医療保健部長	中尾洋一
子ども・福祉部長	中村徳久
環境生活部長	中野敦子
地域連携部長	後田和也
農林水産部長	更屋英洋
雇用経済部長	野呂幸利
県土整備部長	若尾将徳
最高デジタル責任者	田中淳一
デジタル社会推進局長	三宅恒之
医療保健部理事	小倉康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川晴久
地域連携部南部地域活性化局長	下田二一
雇用経済部観光局長	増田行信
県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	山口武美
病院事業庁長	長崎敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教 育 長	木平芳定
公安委員会委員長	長江正毅
警察本部長	佐野朋毅

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤 隆
紀平 益美

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北岡 寛之
天野 圭子

選挙管理委員会委員

野田 恵子

労働委員会事務局長

中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第164号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、住民監査請求の監査結果1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第164号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第8号）

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。38番 舟橋裕幸議員。

[38番 舟橋裕幸議員登壇・拍手]

○38番（舟橋裕幸） おはようございます。

津市選挙区選出、新政みえの舟橋裕幸でございます。

今定例会も一般質問最終日、いつもはトリなんですけれども、今日は1番バッターで登壇させていただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目は、令和5年度組織改正について、お伺いします。

10月4日に示された令和5年度組織機構及び職員定数調整方針において、「現行組織の課題の解決に向け、庁内に設置した組織機構検討会議で議論を進め、本庁組織の再編も含めた見直しを検討します」とあります。

同日示された令和5年度三重県行政展開方針（案）では、注力する取組として、「県民のいのちを守る」、「未来を担う子どもたちを守り育てる」、「賑わいのある観光を取り戻す」などが示されました。

そして、11月21日、全員協議会にて、観光局を観光部に昇格する、デジタル社会推進局を総務部へ移管させるなど、部局再編についての考え方が示されました。

知事は、選挙戦を通じて訴えてきた重点施策の一つである人口減少対策推進のため、3月に庁内に人口減少対策推進本部を設置し、今年度、新たに戦略企画部に人口減少対策課を設置、また、移住促進に向けた移住促進課も設置しました。強じんな美し国ビジョンみえ及びみえ元気プランを実践していく上で大切な要素は、予算と人員、組織であります。

そこで、新年度組織改正に向けたお考えを幾つか知事にお伺いします。

第1点目は、組織機構検討会議での議論内容をお伺いします。

知事は、職員の声を聴いて新年度の組織を検討したと伺いました。そこで、庁内議論の場である組織機構検討会議での議論内容をお伺いします。

次に、アルフレッド・チャンドラーによれば、組織は戦略に従うようになります。今回の組織改正で目指す知事の戦略をお伺いします。

特に、今回の観光部の設置については理解できますが、一方の知事の重点

施策である人口減少対策について姿が見えません。部局横断的課題である人口減少対策を組織機構上どのように位置づけられるか、お考えをお伺いします。私は、人口減少対策局があってもよいのではないかと考えています。

第3点目は、総務部へ移管するデジタル社会推進局についてお伺いします。

現在のデジタル社会推進局では、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（仮称）を改定作業中であります。中間案では、デジタル社会の推進により、県民の「心豊かな暮らし」と「持続可能な地域社会」を目指すとありますが、県総務部は内部行政を所管しています。行政のデジタル化は進むかもしれませんが、県民の心豊かな生活の構築にはなじみません。

また、空飛ぶクルマ事業は雇用経済部へ移管し、全国初というワンストップ型相談窓口、DXセンター事業や推進計画の進行管理も総務部へ移管とするならば、業務執行上無理があるのではないのでしょうか。

総務部へ移管するなら、いっそのこと局を廃止し、新たにデジタル社会推進本部を設置して横串を刺し、DXセンターは産業支援センターへお願いし、行政事務のデジタル化に特化した課の設置のほうがよいのではないかと考えますが、お考えをお伺いします。

最後に、関西事務所についてお伺いします。

県は、東京と大阪に事務所を設置しています。現在、東京事務所は戦略企画部、関西事務所は雇用経済部所管であります。これは、行政の東京、経済の関西のイメージであります。

今後、従来の業務に加え、大阪・関西万博の開催、名古屋以西のリニア中央新幹線の開業など、幅広い業務をこなす関西事務所が求められると考えます。

そこで、関西事務所の最重要ミッションは何かと、どの部へ所管する予定であるか、また、現在の体制を充実させるお考えがないか、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和5年度の組織改正について、4点、御質問を頂戴い

たしました。

まず、組織についてですが、私の考えを申し上げたいと思います。

組織には、私は二つの求められるものがあると思っています。一つは、効率的で機能的、目的達成できるものであるということが大事だと思います。

2点目は、働く人が働きやすい組織でなければならないと思っています。

具体的に申し上げますと、1番目の目的ですけど、これは私自身は、県庁の目的は県民の命を守って幸せを実現することであると考えておりますし、2番目について、働く人のところでございますが、自分たちの意見で組織をつくり上げていくことが重要であると。働いている人間が、こういう形の組織がいいんじゃないかとつくっていくことが重要であると思っています。

したがいまして、11月21日、議会の皆様にお示しさせていただいた資料の中には、一つ、県民のために働く組織であること、そして一つ、職員が働きやすい組織であることという形で文言を入れさせていただいております。

私自身、国家の行政組織で35年間働いてまいりましたけど、法令、機構の担当を何度もやらせていただきました。2回の大きな組織改正を経験しております。1回目は係長のとき、運輸省の横割りの行政を一部縦割りに変えるという平成3年の大改正と言われているものでございます。もう一つは、省庁再編のときです。運輸省が建設省と一緒になるときに、どういう組織体制がいいのかという、これは担当の課長補佐として対応させていただきました。

そのとき学びましたのは、行政組織は政治の世界から意見はお伺いするんですけど、そういうアイデアで政治がいじるということではなくて、働く行政マンの考えで改正していくべきであると思いました。また、政治家は、課題を指摘し、最終決定の責任を負うということが重要であるとも思っています。

それを踏まえて、今年の3月に、質問のほうでも御指摘を頂戴しました、組織機構検討会議というのを県庁の中に立ち上げました。そして、県庁の全ての班長職の人に意見照会をしまして、138の意見が出てまいりました。

この検討会議も大事なんです。これは部局長の会議なんですけど、さらに

私はもっと大事なのは課長補佐級の意見だと思っていてまして、課長補佐級の職員がワーキンググループをつくっていただきまして、延べ20回にわたる議論をしていただいたというものでございます。

質問の1点目になりますけど、そこでの議論内容でありますけれども、138の班長レベルから出てきた意見を基にしまして、一つは三重県の魅力発信の業務をどうしたらええのかということ、二つ目は交通業務をどのようにしていくのか、これについては県議会でも様々、交通の関係で御指摘を頂戴しております。

それから、3番目は組織としての取りまとめ業務をどうしていくのかなどの五つの柱を立てまして、それについての、先ほど申し上げました課長補佐級のワーキンググループの議論をしてきたというものであります。

今回の見直しは、その議論に基づいて見直しをしているものであります。議論の結果を私が聞きましたときに、南部部局の名称などについては、こうしてもらったほうがいいんじゃないかということを行いましたけど、それ以外の部分については、基本、皆さんが考えていただいたものでよいのではないかと思います。

自分自身としてはうーんと首をかしげるものがなかったわけではないんですけど、これから10年、20年、この組織を背負っていく人たちがこういう形がいいんだというものであれば、全力でそれを実現させてあげたいと思っております。

2番目の目指す戦略でございますけれども、10月に議会で御承認いただきました強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プランでも掲げました、県民の命を守り、三重の子どもの幸せを追求し、観光をはじめとした産業を振興し、ひいては人口減少の対策に取り組んでいくということが、これからの県政の目的であると私は考えております。

それを実現するための組織改正でございまして、具体的には御指摘も頂戴しました観光部あるいは南部地域振興局、そういった形で実現するための器をつくっていかうとするものでございます。

人口減少対策でございますが、3月に組織の会議と同様に人口減少対策推進本部を同じくつくりました。4月に司令塔としての人口減少対策課もつくっております。移住のための移住促進課も、課という形でつくっております。これは、こういう担当課をつくっているのは、全国で三重県だけと伺っております。

今、何をやるかというのを取りまとめているところでございまして、人口減少対策方針という形で、皆様方にもお示しをさせていただきたいと思っております。先進地域の調査もやりました。その結果、どういうやり方があるのかと、今まさに議論しているところでございます。これは政策部門の重要業務として位置づけておりますが、今まさにどういうやり方でやっていくのかを議論しておりますので、組織の充実については恐らく次の機会になると思います。今は、まず人口減少対策課をつくっておりますので、ここで議論し、さらに組織の充実が必要であれば、令和6年度の組織、場合によっては令和5年度の途中というのものもあるかもしれませんが、そういった形で対応していくべきものかなと考えておるところでございます。

それからデジタルの関係、3番目でございますけれども、三重県では、例外的に今回、今あるデジタル社会推進局が初めてということで聞いておりますが、部の外の局というのをつくったと聞いています。

これは、それだけ力を入れてやらなきゃいけないからということでやってきたということでございまして、みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画の改定など一定の成果を上げてきたと思います。

今後は、行政手続のデジタル化とか行政内部のデジタル化をこれから一層進めていかなきゃいけない、県民の利便性の確保のために一層進めていかなあかんことに重点を置いて取り組んでいくということであると思っております。そういう意味では、予算とか定員なんかの内部管理事務を担う総務部に置くというのは、推進エンジンになると私は思っております。

そもそもDXというのは、全部の部局にまたがるものであります。そうしますと、組織を置く場所としては、取りまとめである総務部か、あるいは政

策部門に置くのが適切であると思いますけど、どちらに親和性があるかというのと、実行に移していくと予算もかかるということですので、総務部のほうが親和性があると思います。

総務部は、内部管理事務を担っております。例えば人事であるとか予算、これは内部管理事務です。だけではなくて、総括整理事務も担っております。三重県庁では従来、この総括整理事務を行政運営の取りまとめ事務と言い習わしてきているようであります。総括整理事務を担う部局は、全体の進行管理、全部局の窓口を担うというものでございますので、DXセンターを持つということも極めて自然です。

平たい言葉で言いますと、どこに属したらええんやろうって分からんようなものは総括整理事務を担う部局で担うということでありまして、政策部門以外の全体の進行管理をしていくのは、総括整理事務を持っている総務部でございます。

したがって、総務部に置くことについて私は違和感はないですし、総務部においてさらにDXを進めていくが大事なかなと思ってございます。

最後に、関西事務所のミッションと所属についてでございます。

今、関西事務所では三重の情報発信ですとか、観光誘客でございますとか、それから県産品の販路拡大、企業誘致などの業務を担っておるところでございます。

従来から、三重県の組織論は、県外の事務所を所属させる場所というのは、一番関係が深い部局の所属としてきたと聞いてございます。今、業務の関係が一番多いのが販路拡大とか企業誘致なので、雇用経済部に所属させているということでございます。

本当にこれでいいのか、業務の中身は年によって変わってくる可能性がありますので、変わってきたら、そうしたら所属を移すのかという御議論もあるんですけど、今までのそういう考え方を現在踏襲しておるということでございます。

今後、重点を置いていく業務ですけれども、観光ですとか移住の促進です

とか、それから情報発信の話はさっきしましたけど、情報収集も重要やと思います。大阪の経済状況ですとか、あるいは他県の大阪事務所の状況なんかも収集していく必要があると思います。そういった業務が恐らくこれから大きくなると。もちろん販路の拡大でございますとか、あるいは企業誘致、これは引き続き重要になります。

人員体制について、今後、必要に応じて充実をしていくと考えているところでございます。

〔38番 舟橋裕幸議員登壇〕

○38番（舟橋裕幸） 知事が代わりますと、必ず組織っていらうんですよ。やっぱり自分の思いをいかに効率的に、自分の色を出しながら組織運営をしていくかという思いがあるんでしょうね。

何が正解なのかというのは、なかなか読めません。結局、トライアンドエラーでずーっと今まで来たなというイメージが正直あります。そういった意味では、今、知事の思いを聞かせていただきましたので、その思いがいかに実現していくかというのを見守っていきたいなと思っています。

ただ、知事が2本の柱でおっしゃるように、やっぱり組織というのは、結局は人が動かすものであります。ですから、人を大切にしたい視点の組織であってほしいというのは、私のほうから要望しておきたいなと思います。

デジタルの議論は、3点目でまた細かいところをさせていただきます。ただ、よく過去に県庁におったときに聞かせてもらったのは、他課に属さないのは総務課の仕事、何でもかんでもほっつけてくるんさという話もちまたにはあるということも申し添えておきたいなと思います。

では、2点目の、新型コロナウイルス感染症対策について、お伺いします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症第8波対策です。

11月15日、第64回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議が開催され、本県の新型コロナウイルス感染症の第7波の対応における評価・課題を振り返り、第8波に向けた対応について取りまとめを行ったと伺っています。

第8波に向けた対応として、高齢者等重症化リスクの高い方への感染防止対策の推進、感染者が多数発生した場合の医療提供体制やフォロー体制の確保、重症化予防のためのワクチン接種の促進、県民・事業者への感染拡大防止対策の協力要請の4本の柱でまとめられています。

そこで、第8波に向けた対応方針について幾つかお伺いいたします。

まず、高齢者等重症化リスクの高い方への感染防止対策の推進についてです。

大小様々な高齢者施設でクラスターが発生し、対応に迫られたことは承知しておりますが、記載内容のほとんどが高齢者施設に向けた対策であります。施設入所者よりも圧倒的に多いのは在宅高齢者であります。特に、独居老人は新型コロナに対して大変不安であります。

そこで、圧倒的に多い在宅高齢者対策の第7波における評価・課題と、第8波に向けた対応についてお伺いいたします。

次に、感染者が多数発生した場合の医療提供体制やフォロー体制の確保についてです。

これまでの感染の波では、想定を上回る感染者の数で医療の逼迫が繰り返されてきました。知事は、既に第8波に入っているとの認識であります。この冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、医療の逼迫を回避する手だてが必要となってまいります。

11月14日、県は新型コロナウイルス感染症対策協議会にて、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた計画を報告し、最大1日当たり約2600人分の外来診療能力が不足するとの想定を示しています。

そこで、報道にあるような、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が拡大した際の対応についてお伺いします。

加えて、新型コロナ感染が気になるとき、まず頼るのが発熱外来です。開業医の4割程度しか発熱外来を設置していません。感染者が多数発生した場合、ボトルネックになるのは発熱外来の不足です。特に日曜日や年末年始は、大いに不安であります。

次期感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正において、発熱外来の設置については、医療機関の9割以上を占める民間病院の協力は任意であり、今までの民間病院の新型コロナ対応を見る限り、どの程度実効性があるか疑問であります。

県は、発熱外来の拡充に向けどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

最後に、重症化予防のためのワクチン接種促進についてです。

11月末時点で、高齢者の77.3%が4回目接種を行っており、私もその1人です。ただ、全世代では39.1%と伸び悩んでいます。若者だけでなく、私の周りにも5回目の接種は少し様子を見ようという話もあります。ちまたではいわゆる接種疲れが出ているんじゃないかなと思います。

県は今後、全世代の接種率向上に向けてどのような対策を講じていくのか、お伺いいたします。

[小倉康彦医療保健部理事登壇]

○医療保健部理事（小倉康彦） それでは、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、3点御質問いただきました。

まず、第7波の振り返り、それから第8波への対応、特に高齢者向けの対策です。

本年6月下旬以降の第7波におきましては、オミクロン株B A. 5が主流となり、第6波を超える感染者が発生しました。8月5日にはB A. 5対策強化宣言を発出し、ワクチン接種も含め重症化リスクの高い高齢者等に感染を広げないための対策を知事から県民の皆様呼びかけました。

県としても、クラスターが多数発生していたことから、高齢者施設に対して重点的に対策を行う一方で、在宅の方が感染した場合においても安心して療養いただけるよう、いわゆる発生届の提出を限定化した以降も、65歳以上の方については全て保健所による健康観察を継続しています。あわせて、自宅で療養されている方が夜間や休日も含めて相談できる窓口を設け、自宅療養中の不安解消にも努めているところです。

こうした対策もあり、第7波においては、自宅療養中に容体が急変され亡くなった事例もなく、また、致死率や重症化率も低く抑えられました。

第8波においても、引き続き在宅の方も含め高齢者の方に感染を広げないための対策や感染された方へのフォローアップを確実に実施してまいります。

また、在宅で介護サービスが必要な方が感染された場合、利用者やその家族の生活を継続する観点から、介護サービスが継続的に提供されることが求められています。

県としては、在宅介護サービスの提供に支障を来す場合は、訪問看護等の他のサービスを活用するなど、市町において調整の上、対応いただくよう周知しているところです。サービス提供の実態を把握し、今後の対策に生かすため、サービス提供が困難であった事例の報告を市町から定期的に求めておりますけれども、第7波においては特に報告はありませんでした。

また、介護サービス事業者がサービス提供に伴い必要となる消毒・清掃費用や衛生用品の購入費用、職員の割増し賃金・手当などのかかり増し費用についても支援するとともに、従事者に発熱等があった場合に迅速に検査できるよう検査キットを事前配布するなど、引き続き在宅の要介護高齢者に必要となる介護サービスが確保されるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行への対応です。

同時流行に向けまして、それを想定して外来医療体制の整備を行うよう、10月に国から全国の都道府県に向けて依頼がありました。

国の推計に基づきまして、本県におけるピーク時の感染者数と診療・検査医療機関、いわゆる発熱外来など、外来での診療可能人数の試算を行ったところ、ピーク時の推計感染者数に対して外来診療能力が、議員からも御発言のあったとおり、不足することが見込まれました。

このため、医師会等の関係機関と連携し、既に登録いただいている診療・検査医療機関、発熱外来の対応時間の拡大や、発熱外来に新たに登録いただくよう改めて依頼いたしました。

また、重症化リスクの低い方が抗原定性検査キットで自己検査し、陽性と

なった場合に陽性者登録ができる三重県検査キット配布・陽性者登録センターの人員体制を拡充したほか、11月28日からは薬局等で購入した検査キットで陽性が判明した場合についても登録対象とするなど、外来医療の逼迫を防止する対策を強化しているところです。

現在の感染状況は懸念されるような事態には至っていませんけれども、先ほど申し上げた取組によりまして、新型コロナとインフルエンザの同時流行のピーク時にも県民の皆様が適切に検査や診療を受けることができる体制を確保できる見込みとなっております。

なお、重症化リスクが高い方、症状が重く受診を希望される方がどこで受診をすればよいか迷う際は、保健所に設置している受診・相談センターに御相談いただければ、最寄りの発熱外来の紹介を行っているところです。

次に、ワクチンについてです。

新型コロナワクチンにつきましては、予防接種法に基づきまして、9月6日からは5歳から11歳の小児の3回目接種、10月24日からは6か月から4歳の初回接種が可能となりました。また、12歳以上の方につきましては、オミクロン株対応の2価ワクチンによる3回目ないし5回目の接種が9月20日から可能となっております。

本県におきましても、各市町において小児や乳幼児へのワクチン接種が実施され、また、12歳以上の方への接種については、市町において医療機関や集団接種会場による接種体制の確保、さらには県営の集団接種会場を県内に3か所設けるなど、オミクロン株対応ワクチンの接種促進に取り組んでいるところです。

これから年末年始にかけて人流の増加、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の重症化予防などに対する有効性が示されているところであり、県としても全年代のより多くの方に接種を受けていただきたいと思います。

接種費用が公費負担となる臨時特例接種は、現時点において令和5年3月31日までと国から示されています。それまでの間に必要な接種間隔を確保で

きるよう、乳幼児やワクチン未接種の12歳以上の方に早期接種を呼びかけるとともに、引き続き県営集団接種会場も開設し、接種希望者への接種を進めているところです。

今後も、ワクチン接種の有効性、安全性などの情報を的確に発信するとともに、市町と連携し、ワクチン接種の進捗状況を確認しながら、第8波に備えて接種機会の確保に取り組んでまいります。

以上申し上げた対策によりまして、引き続き、医療機関や関係団体等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

[38番 舟橋裕幸議員登壇]

○38番（舟橋裕幸） 実はこの質問を起こしたときに、申し訳なかったんですけど、初めて保健所の受診・相談センターというのを知りました。恐らく、議員ですから設置のときに資料提供はされていると思う。ただ、きちっと本当に広がって皆さんに認知されておるかなという不安がありましたので、そういうまず相談できるところがあるということの周知、広報をもう少ししていただきたいなと思います。

在宅高齢者が感染したときに、訪問看護を受けたらという話も出ました。ただ、どこかとは言いませんけれども、感染した人が訪問看護を受けたときに、点滴してもらえやんねわという話があるんですよ。

ですから、やっぱりそういうことがないような、感染した方に対しても訪問看護がきちっと来ていただいてフォローしてもらえる、そういう体制を整えておいていただきたいなと。ところどころちっちゃな穴が空いているところがあるということも、詰めていただきたいなと思います。

それから、インフルエンザと新型コロナとでやっぱり決定的に違うのは、感染力だと思うんです。今後、2類が5類になるとか、ワクチンも来年3月までだとかという話がありますから、以降、これから5類になったらどうしていくんだとか、そういった少し長い目の議論も詰めておいていただきたいと思いますし、当然、また何かの形でパンデミックが起こったときにどうするんだということも、これこそ知事の得意の専門者会議をしっかりと開いて

いただいて、対策をしていただきたいなと思っていますし、場合によったらパンデミックが起こったときに、県はワクチン接種の会場は提供していますが、発熱外来の会場はありませんから、臨時発熱外来というのも検討材料にしていただけたらと思います。

2点目の医療環境の充実です。

昨年10月の代表質問にて、地域医療構想の見直しについて質問しました。

地域医療構想で公立病院の削減を図ろうとしましたが、新型コロナウイルス感染症が発症し、その患者を中心的に受け入れてきた公立病院の病床削減を見直すべく国に対し申し入れるべきとの質問に対し、当時の医療保健部長は、地域医療構想の今後の取組については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応も踏まえた議論はどうしても避けられないと考える、そこで、国に対し、全国の公立・公的医療機関を再評価した上で、地域医療の充実に向けた医療環境を整備するように求めていくと答えています。

一方、感染症法の改正で、2024年4月から都道府県は全ての医療機関と病床や発熱外来の提供を約束する協定を結ぶようになります。特に、自治体運営の公立・公的医療機関や大学病院中心の特定機能病院、救急医療が可能な地域医療支援病院は、医療提供が義務化されることとなります。

こうした中、県は、令和5年度中に、令和6年度から始まる第8次医療計画策定に向けた取組を進めています。

そこでお伺いします。

まず、地域医療構想の今後の展開です。

新型コロナウイルス感染症発症前は、急性期の病床削減が打ち出されましたが、コロナ禍が3年続いた現在、地域医療構想はどのように見直されているのでしょうか。

県の新年度予算に向けた考え方には、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を図り、医療機関の機能分化・連携を進めます、また、コロナ禍において、医療提供体制の在り方が課題となったことをふまえ、持続可能な医療提供体制の構築に向けた検討を進めます、と書いてあり

ます。何を書いてあるか読めない、分からない。そこで、ウィズコロナ、アフターコロナにおける地域医療構想がどのように見直されていくのか、分かりやすく説明をお願いします。

第2に、感染症法の改正により、公立・公的医療機関や大規模病院は病床や発熱外来の確保が義務づけられますが、感染症病床や人材確保に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

最後に、感染者数の全量把握の見直しなどによって、自治体職員の業務負担は軽減されているとはいえ、まだまだ保健所は大変です。今後、保健所の保健師をはじめとする人員の確保、業務改善についてお考えをお伺いします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 地域医療構想の今後の行方、それから医療体制の確保、それから保健所の体制整備についてお答えさせていただきます。

まず、地域医療構想についてでございますけれども、国においては、今後の感染症の発生及び蔓延に備えるため、議員御指摘のとおり、今国会において12月2日に改正感染症法が成立いたしましたして、県と医療機関との間で病床確保などに関する協定を締結する仕組みについて、2024年、令和6年4月から導入されるということになります。

一方で、国は、新型コロナウイルス感染症対策が続く中ではあるものの、地域医療構想については、その背景となる人口減少や高齢化は着実に進み、医療ニーズの質、量が徐々に変化するなど、中長期的な見通しは変わっていないとして、病床の必要量の考え方など基本的な枠組みを維持しつつ、着実に取組を進めていく方針を示しているところでございます。

そうした中、本県においては、本年10月に八つの構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催いたしましたして、各医療機関に対して今後担うべき役割や機能の見直しを改めて依頼するとともに、各構想区域の医療提供体制に係る現状や課題について協議を行いました。会議の場においては、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、医療機関の役割分担や連携の重要性がより一層高まったというような意見もいただいたところでございます。

そうした中、本県といたしましては、コロナ禍における医療提供体制の在り方が課題となったことから、医療に対する県民の意識であったりとか、それから各医療機関の診療実績及び需要予測、そういったものの調査・分析が必要であると考えております。

そうした調査・分析の上で、改正感染症法に基づく医療機関との協議状況や、これとの整合性、それから公立・公的機関等の果たす役割といった観点を明確にしながら、引き続き地域医療構想調整会議等において、今後の各医療機関が担うべき役割、機能、病床、それから医療提供体制の人員、そういったものを協議して、持続可能な医療提供体制の構築を進めていきたいと考えております。

続きまして、保健所の体制でございますが、昨年度、本年度と、それぞれ年度当初に6名の職員を増員いたしましたほか、昨年12月から運用を開始した他部局からの応援職員リストによる支援や、保健師、看護師といった有資格者をはじめとする会計年度任用職員の増員、それから定型業務に係る外部委託の拡充などにより、人員体制の強化に取り組んできたところでございます。

また、人員の確保に加え、業務改善についても取組を実施しておりまして、患者の発生届については、他の多くの都道府県に先駆けて、9月初旬から重症化リスクの高い方などに限定するとともに、重症化リスクの低い方については、県独自の患者情報報告システムで情報を収集することによって、患者へのフォローと保健所等の負担軽減の両立を図ったということもいたしました。

さらに、陽性者の求めに応じて発行する療養期間通知書については、本庁に一元化し業務委託に切り替えるなど、様々な観点から保健所業務の軽減に取り組んでおります。

今後の新型コロナウイルスの感染拡大、それから新たな感染症への対応に向けては、各保健所の要望を踏まえ、定数確保にしっかりと取り組んでいくとともに、感染対策等を担う医療職の採用も積極的に行うなど、引き続き計画的に保健所の人員体制の強化に努めたいと考えております。

また、業務内容についても、引き続き国の動向を注視するとともに、各保健所でも十分協議しながら、より一層の業務の重点化、効率化を進め、県民の命と安全を守る保健所体制の整備に取り組んでまいります。

〔38番 舟橋裕幸議員登壇〕

○38番（舟橋裕幸） 新型コロナの質問をしようと思ったときに、一般質問最終日やで内容がいっぱいかぶるやろうなと思ったら、11月定例会会議、誰も質問しなかったんですね。僕だけになっちゃいました。

非常に意外だったんですけども、やっぱりまだまだウィズコロナでありますし、今後、知事が、県民の命を守るというのを一番大切に考えてみえるわけでありますので、やっぱり県民が安心して医療が受けられる環境づくりに向けて、これからもしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

ある人に言われたんですけども、舟橋さん、2027年から医師の働き方改革が始まるんです、そうしますと、医療水準を確保することと医師を確保することは、すごい大変なんですよという話を伺いました。2027年、ちょっと先ですけども、やっぱり今からそういった準備をしながら、県民の命を守る取組をしていていただきたいなと思います。

では、3点目、デジタル社会の推進についてです。

新型コロナウイルス感染症により、社会のデジタル化は格段に進んだように感じます。私のようなデジタルデバイドはついていくのが大変ですが、あえてここでデジタル社会の推進についてお伺いします。

令和5年度三重県行政展開方針（案）では、デジタル社会の推進に向けて、電子申請の利用拡大をめざして、受付手法や入力内容の改善、その効果等を明らかにするモデル実証や事務処理プロセスの改善を通じた業務の効率化に取り組む、窓口における各種手続の利便性向上や効率化をめざして、さまざまなデジタルツールを試行利用・実証するとあります。

そこで、改定作業中のみえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（仮称）について伺います。

中間案によりますと、DXによって、県民の皆さんの時間や気持ちに余裕

が生まれることで、自己実現が図られ、幸福実感が向上、過去の言葉ですね、これ、を基本理念に、デジタル社会の推進により、県民それぞれの「心豊かな暮らし」と「持続可能な地域社会」が実現されている三重県を目指すとなり、「暮らし」、「しごと」、「行政」の三つの分野に区分して取組を進めるとあります。

読み進めますと、本当にばら色の社会が描かれている感じがしますが、いつ実現するのかという疑問符と、取り残された人はどうなるのかという不安があります。

そこで、三つの分野のうち、今回は行政のデジタル化についてお伺いします。

行政のデジタル化において、納税、手数料・使用料納付や各種申請事務があります。納税については、2019年度から始まった自動車税のコンビニ納付をはじめ、スマートフォン決済アプリによる納付など、様々な納税環境整備に向けた努力に敬意を表しますが、やっぱり他の税目におけるデジタル化も含めて、引き続き努力を求めておきたいと思います。

手数料・使用料納付については、令和3年4月よりコンビニ、スマートフォンによる納入が始まり、令和3年度のキャッシュレス納付等の利用実績は、件数で19.6%、金額で16.6%と伺いました。まだ始まったばかりですが、収入証紙の取扱いも含め今後の展望をお伺いします。

次に、行政手続については、本年4月、行政手続デジタル化方針が示され、取組が進められています。

そこで、まず、行政手続のデジタル化の現状と今後の取組をお伺いします。また、どうしても私のように電子申請が不得意な県民に対してはどのように対応していくのか、お伺いいたします。

〔佐脇優子会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（佐脇優子） それでは、使用料、手数料の納付におけるデジタル化につきまして、収入証紙の取扱いも含め、御答弁させていただきます。

現状では、三重県民の皆様が県に対し使用料や手数料等を納付していただく場合、納入通知書による金融機関の窓口での納付や県機関の窓口での直接納付、また、県の収入証紙や口座振替などの方法により納付いただいております。

このような中、三重県では、県民の皆様のさらなる利便性向上に向け、近年の情報技術の進展等を踏まえた納付方法の多様化に取り組んでいるところでございます。

まず、使用料等につきましては、令和3年4月にコンビニエンスストアの窓口での納付とスマートフォンのアプリケーションを活用した納付という二つの方法を新たに導入いたしました。

初年度となる令和3年度のこれらの活用実績は、先ほど議員から御紹介いただきましたとおりでございますが、件数では全体の19.6%、金額では16.6%となり、今年度は10月末時点の集計ではございますが、既に件数で26.4%、金額では22%となっております、着実に利用が広がってきております。

次に、手数料につきましては、現在、収入証紙による納付を原則としておりますが、令和3年度にDXの進展に伴う納付方法について検討を行い、電子で申請いただいた手数料については、納付も電子でできるようにするとともに、電子環境にない方々は引き続き証紙による納付ができるよう、電子納付と証紙による納付を併用して運用していくことといたしました。

今後は、この方向性に沿いまして、申請手続を所管する事業担当所属と調整を行いながら、電子納付の環境整備を進め、令和5年度中には運用を開始したいと考えております。

このような取組を進めることによりまして、公金納付に関する県民の皆様の利便性をさらに向上させてまいります。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） それでは、行政手続のデジタル化の現状と今後の取組方針、それから電子申請が不得意な県民の方に対してどうし

ていくのかということにつきまして、御答弁させていただきます。

県が関与いたします行政手続は、県が独自に定める手続と、それから国の法令等に基づく手続、合わせまして約4300手続、件数で年間約100万件となっております。このうち、年間受付件数100件以上の手続が件数ベースで約97%となっております、460手続でございます。

行政手続のデジタル化方針では、460手続のうち、県が独自に定める111手続の中から、現物の交付や引取りなど来庁が前提となっている手続を除いた75手続は年間受付件数は約11万件ございますが、これを重点手続としまして、令和6年度までにデジタル化を完了するように取り組んでおります。

また、重点手続以外の国の法令等に基づく手続や年間受付件数が100件未満の手続につきましても、実現性と効果の高いものから順次デジタル化を進め、原則、令和8年度までにデジタル化を実現する計画でございます。

今年度は、三重おもいやり駐車場利用証の交付申請や令和5年度三重県立高等学校入学願書の受付をデジタル化するなど、実施スケジュールに基づき取組を進めているところです。

また、行政手続のデジタル化をさらに進めていくには、電子署名、電子納付に対応することが重要であることから、これらの機能を備えた新たな電子申請・届出システムへの移行を進めているところでございます。

行政手続のデジタル化は、デジタル化自体が目的ではございません。デジタル化することによりまして、いつでもどこでも簡単に申請ができるなど、県民の皆さんの利便性を向上させることを目指すものでございます。

このため、電子申請の利用拡大に向けて、申請受付画面の入力項目や添付書類の見直しを行うこととともに、これまでの紙を前提とした申請手続の案内を、より電子申請を選択しやすくするよう改善するなど、複数のモデルケースを用いた実証に取り組みたいと考えております。

また、電子申請の利用が難しい県民の方に対しましては、窓口対応のデジタル化を進めること、これは行政の側が窓口への対応を変えていくということでございますけれども、そういうことで県民の皆さんの利便性の向上につ

なげたいということで、窓口における相談対応や申請受付に活用できる様々なデジタルツールを実際の窓口へ試行的に導入しまして、その効果や課題を共有しまして、デジタルツールの導入を促進していきたいと考えてございます。

電子申請、窓口のデジタル化のいずれにおきましても、利用者目線に立った便利で使いやすい行政手続の実現に向けて取り組んでまいります。

〔38番 舟橋裕幸議員登壇〕

○38番（舟橋裕幸） それぞれの皆さん頑張ってください。

この話のときに、実はパスポートのところちょっと電話したんです。もう今の時代です。旅券法が変わりましたよね。変わったもので、もうパスポートを取るのにスマートフォンでぴっぴっぴってエントリーしたら、パスポートを取りに行くのは1回だけで済むのかなと思って行ったら、いや、舟橋さん、そんなふうにはなっていませんと言われてしまいました。

まだまだデジタル化、いろいろ課題もあって大変なんだなと感じた一例でございますし、加えてSDGsの時代ですから、私のようなものに対しても温かい対応をしていただくようお願いします。

では、最後、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、お伺いします。

平成25年度から令和4年度までの最近10年間の一般会計における公共事業の当初予算の推移を見ますと、非常に丸い数字ですが、平成25年度から令和2年度までの8年間は、一部大幅に減額されたときもありますが、おおよそ600億円であり、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策が始まった令和3年度と令和4年度は800億円であります。

そこで、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策を受けて、県土整備部は、5年後の令和7年度に向け、県管理施設への主な対策について計画的に推進するための達成目標を策定しました。

資料の主な対策メニューの5年後の姿を見ますと、現状より格段に改善されています。例えば、のり面、盛土の土砂災害防止対策において、現状13%

が5年後には40%に改善される。今後、5か年加速化対策が続けば、20年後には100%になるが、対策がなければ60年かかると試算しています。確かに、5年間で1000億円からの事業費効果は絶大だなと感じるところでございます。そこで幾つかお伺いします。

まず、維持管理予算への貢献についてお伺いします。

公園、道路、橋梁、堤防などのインフラの多くは高度成長期に建設され、築30年以上が経過しています。国土強靱化の事業を、老朽化したインフラ対策に十分重きを置くべきであります。

そこで、新規事業と維持保全事業との区分は難しいですが、国土強靱化事業における維持保全事業への配分はおおよそどの程度か、お伺いします。

第2点目は、事業によって国土強靱化の事業に採択される事業と採択されない事業があります。例えば、令和4年度、津市管内の主要地方道一志美杉線の道路改良事業は、国土強靱化分の配分がありません。当然、進捗状況は従前のままとなり、ゆっくりとした歩みになります。

国土強靱化分の配分はどのような基準で配分しているのか、お伺いいたします。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○県土整備部長（若尾将徳） 国土強靱化について二つの質問がありましたので、お答えいたします。

まず、維持保全予算への配分についてでございます。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速対策においては、インフラの老朽化に対応するため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が重点的に取り組む対策として位置づけられております。

令和3年度補正予算を含む令和4年度予算では、国土強靱化予算172億円のうち20億円を老朽化対策費用として確保しており、これは国土強靱化予算の12%を占めております。

これは、先ほどの補正予算を含めた令和4年度の老朽化対策予算全体の33%となっております、重点的に対策を進める上で必要な予算となっております。

ります。

県としましては、インフラの老朽化対策は重要な課題であると認識しております。今後も予防保全の考え方を取り入れ、必要な予算を確保しながら適切な維持管理に努めてまいります。

二つ目、国土強靱化予算の配分基準についてでございます。

国土強靱化予算の配分については、例えば道路では、国土強靱化に資する道路ネットワークの機能強化など、国土強靱化に資する対策に対して、各事業の推進に必要な最大限の額を県から国に要望して、国から県に予算が配分されているというような流れになっております。

なお、議員から御指摘があった県道一志美杉線の矢頭峠工区についてであります。これについては、令和4年度から国土強靱化予算と連携して実施する緊急自然災害防止対策事業債を活用することで、国道強靱化対策前と比べて2倍の事業費を配分しており、国土強靱化予算の事業と同様に事業推進のスピードアップを図っております。

今後も引き続き当路線の整備を早期に進めていきます。

[38番 舟橋裕幸議員登壇]

○38番（舟橋裕幸） やっぱり1000億円の魅力ってすごいですね。効果もすごいなと思います。

どこへ配分するかというのは、当然、現場の建設事務所の御判断もあろうかと思えますし、そして、県土整備部の考えもあろうかと思えますので、あまりもめないような、上手に使って有効に県土の国土強靱化に努めていただきたいなと思います。

ちょっと時間がありますので、通告はしてありますが、例の監査のほうから指摘されています。流域治水に努めよという要望が監査でうたわれています。その監査の意見、流域治水対策の推進を強靱化の事業にどのように反映しているかだけちょっとお伺いします。

○県土整備部長（若尾将徳） 流域治水対策の取組については、令和4年3月までに県内の全ての水域において流域治水対策を策定し、それぞれの地域に

においてハード対策やソフト対策を計画的に実施しております。

令和3年度補正予算を含む令和4年度予算では、河川、砂防、海岸の流域治水対策として、通常予算197億円に加えて、国土強靱化予算76億円を確保して、流域治水対策を強力に進めております。

〔38番 舟橋裕幸議員登壇〕

○38番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

時間がありますので、通告していませんから、一言、私の所見を述べさせていただきますと思います。知事公舎の件なんです。

今、有識者会議を開催して御議論いただいて、年末までに結論を出すという話は伺っています。確かに、知事公舎は昭和53年建設であり、知事が言うように、ムカデの出没は分かりませんが、老朽化し、現在、公邸部分はほとんど使われず、維持費も高い。

私は公舎の議論をすることは反対するわけではございません。知事の人の意見を聴くという姿勢も評価しています。ただ、わざわざ第三者による有識者会議を立ち上げて意見を求めることに対して、いかなものかなという思いを持っています。

公舎の在り方について大切なのは、防災上、警備上、財政上だと思います。それならば、防災対策部、総務部、県警で検討して結論を出せば十分であります。外部の声を聞くのも大切ですが、もう少し職員を信頼したらどうかと申し上げておきたいと思います。

加えて、前回も触れましたけれども、本庁舎は昭和39年竣工で、既に57年が経過し、老朽化、狭隘化しておることも申し添えておきます。

議論はたくさんあるんですけども、時間が来ましたので、この続きは来年4月に再選をいただいたならば、引き続きこの場でやりたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。15番 木津直樹議員。

〔15番 木津直樹議員登壇・拍手〕

○15番（木津直樹） 皆さん、こんにちは。伊賀流忍者の里、そして、俳聖松尾芭蕉翁生誕の地、伊賀市選挙区選出、自由民主党の木津直樹でございます。

今回の原稿を書いているときはちょうどFIFAワールドカップの予選の最中として、かなりの寝不足で書いたわけですがけれども、いよいよ今夜は決勝リーグ、クロアチア戦ということで、三重県出身の浅野選手、町野選手、ぜひ出てほしいですね。みんなで応援したいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。

2025年大阪・関西万博は、令和7年4月13日から10月13日の半年間、大阪夢洲で開催されます。

テーマは、いのち輝く未来社会のデザインで、一人ひとりが自ら望む生き方を考え、それぞれの可能性を無限に発揮できるようにすること、それを支える持続的な社会を国際社会が共創することを推し進める、共創とは、共に創るということでございます。

また、今回の万博では、未来社会の実験場という事業コンセプトが掲げられております。世界共通の目標であるSDGsのゴールに設定した2030年のラスト5年前になる2025年に世界で何が行われているかを見ていこうという

のが、今回の大阪・関西万博のコンセプトに入っています。

大阪・関西万博は2820万人が来場予定、うちインバウンドが350万人とされ、その経済効果は約2兆円とされる一大プロジェクトであります。コロナ禍で傷ついた三重県の経済回復の起爆剤として位置づけ、観光や物販の絶好のビッグチャンスを生かさなければなりません。

そのため、県では、大阪・関西万博関連事業推進本部を立ち上げ、第2回会議では、三重県ブースの出展基本方針とロードマップの策定が提案されました。(パネルを示す)このときの資料です。三重県ブースで魅力を発信して、県内誘客へ動線をつくろうということだと思います。ブースについては他県もそれぞれ出展すると予想され、ライバルとなりますので、重要なのは三重県ブースに入っただけでなく、そして、万博が始まる前の事前のPRも大事かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、2025年大阪・関西万博では、今まで三重県が取り組んできた関西圏営業戦略の集大成、成果を発揮するときでもあると思います。また、来年度の組織改革では、新しく観光部が設置される予定であります。

そこで、一見知事に大阪・関西万博にかける思い、意気込みをお聞きし、また、雇用経済部長には、今までの検討状況を含め、来る大阪・関西万博に向けたブース展示など準備をどう進めるかお聞きします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事(一見勝之) 子どもの頃、大阪で万博がありました。EXPO'70でしたね。この中にも、行かれた方もおられると思います。世界から多くの方々が来られました。それから、私も幾つかのパビリオンに行きましたけれども、夢と未来が詰まっている感じがしました。子ども心にとってもわくわくいたしました。

今度また万博が日本に来るということで、非常に期待しているところでございます。それも、議員御地元の伊賀に近い場所で万博が行われるということでございます。

私は、この大阪・関西万博は、三重県にとってホップ、ステップ、ジャン

プ、その一部に位置づけたいなと思っております。ホップというのは、来年、G7交通大臣会合、これも世界から注目を三重県がされることとなりますが、2023年6月に行われます。その2年後にこの大阪・関西万博が行われて、さらにその2年後には、リニア中央新幹線が名古屋までやってくるということでございます。ホップ、ステップ、ジャンプ、さらにはその先に、三重県にリニア中央新幹線がやってくるというのもございますけれども、こういった形で、三重県の観光魅力を発信し、三重県に多くの方に来ていただき、三重県の経済成長を期していきたいと考えてございます。

万博に当たりましては、二つの大きなポイントがあると私自身は考えております。

一つは、御指摘いただきました三重県ブースはもとより、企業のブースとか、あるいは全体展示、ここでも可能な限り三重県の魅力を前面に押し出したいと考えています。

したがって、三重県ブースをしっかりと今つくろうとやっているわけですが、企業ブースや全体展示のほうにも実は働きかけをしております、そこで三重県の関係を出していただけないかなということをお願いしております。

三重県の物産の販売促進になったり、それから三重県に将来的に来ていただくようなことも大事かなと、そういったことを目的にしてやっていきたいというのが、一つ目。

二つ目は、万博、その時期に来た人に、そこから三重県に来てもらいたいと考えているところでございます。

そのためには、事前に計画を立てていただくということも重要でありますけれども、実際に来ていただきやすいように、周遊をしていただくための企画切符だとか旅行商品をつくっていただく必要があります。これは直接万博会場と関係あるものではありませんけれども、ただ、非常に重要でありますので、交通事業者の方々と、そうした県内の周遊をしていただくための企画切符だとか旅行商品の造成についてしっかりと対応していきたい、これが二

つ目でございます。

そうした二つの対策を立てながら、多くの方々に三重県に来ていただくとともに、三重県のよさを感じていただく必要があるかなと思っています。

今後、そういう対策を実現していくために、県内の市町ですとか関係団体、あるいは事業者の皆さんとしっかりと連携していきたいと考えております。

議員御選出の伊賀にとっても、これは非常に大きな経済効果が出てくると思います。コロナ禍の前ですと、伊賀地域の観光の入込客数は、もう大体年間で350万人ぐらいでございます。コロナ禍の時期になりますと、これが200万人ぐらいに減っております。これをコロナ禍前に回復するだけではなくて、さらにその数を増やしていけるように、忍者の観光コンテンツは世界に通用するコンテンツでありますので、そういったところを使いながら、伊賀にも、三重県全体にも観光客が増えるように考えていきたいと考えております。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私のほうから、ブース展示など具体的な取組について御答弁させていただきます。ちなみに、私も1970年のときは行かせていただきました。

これまでの取組でございますが、先ほどもありましたように、関西広域連合で設置する関西パビリオンの中に三重県ブースを設けて、出展参加することになっております。

万博会場における展示やイベント、万博を契機とした観光誘客に向けた取組を部局横断的に検討するために、知事を本部長とした大阪・関西万博関連事業推進本部を令和4年3月に設置しました。推進本部では、関係部局で構成する部会も設置し、具体的な議論を進めています。これまでに推進本部会議を2回開催し、三重県ブースのテーマとブース構成を決定する出展基本方針及び大阪・関西万博を契機としたプロモーションロードマップを策定したところでございます。

先ほど議員から映写でも御紹介いただきましたブースのテーマは、「日本人のこころの原点～美し国みえへとつづく時を超えた物語～」として、三重

が世界に誇る魅力と「会おう」、「知る」、三重へ「旅立つ」という三つのゾーンで展開します。

まず入り口で、例えば伊勢神宮であるとか熊野古道伊勢路など、三重の歴史や伝統文化を伝える美しい映像や音響等の幻想的な演出により来場者をお迎えし、続いて、市町等にも参加いただきながら、忍者や海女などの三重ならではの優れた観光コンテンツを体感・体験していただきます。

そして、コンシェルジュの配置や三重への来訪のきっかけとなる取組も実施し、三重への旅につなげるという構成を考えております。

また、ロードマップにつきましては、2025年大阪・関西万博のさらなる先を見据えて、関西圏をはじめ、首都圏等におけるプロモーションの取組を強化するため、関係部局の取組を取りまとめ、進捗管理を行うとともに、取組のさらなる強化を図ることとしています。

今後につきましては、出展基本方針に基づき、展示内容、目標、費用、運営方針等の検討を進め、年度内に出展基本計画として取りまとめる予定です。

来年度以降は、この出展基本計画に基づいた設計、展示の製作・工事など、万博が開催される令和7年度までに着実に取組を進めてまいります。

万博という絶好の機会に三重の魅力を余すことなく発信するため、市町や団体、事業者の皆さんとしっかり連携し、取り組んでまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 御答弁いただきました。

私もちょうど小学校の頃、学校で行ったこともあると思います。やはり子どもたちのためにもしっかりとした万博でありたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど知事から、忍者のこと、伊賀のことを答弁いただきましたが、大阪、関西からの動線を考えますと、やはり伊賀は西の玄関口となりますので、伊賀もやっぱり発展していかなあかんということになりますし、先ほど忍者の話もありましたけれども、もう一方で、伊賀市は世界的な俳人、松尾芭蕉翁の生誕の地でございます。

(パネルを示す) ちょっとふるさと自慢になるかも分かりませんが、伊賀では芭蕉さんと呼んでいます。毎年10月12日の芭蕉さんの命日に合わせて芭蕉祭が開催されています。俳句に取り組んだ全国の学校に贈られる三重県知事賞もごさいます。ぜひ来年は知事、来てください。よろしく願います。

この芭蕉祭は、県内外から3万4928点の俳句の応募があり、1989年から募集を始めた英語の部は、35か国、過去最高の1690句が寄せられました。また、今年の芭蕉祭で特選表彰された方の言葉に、芭蕉の生まれた三重県伊賀市は、俳諧では聖地とされている、ここに来られて大変光栄です、とおっしゃっておられました。

これだけ人気の高い俳句ですから、ぜひとも三重県ブースのコンテンツに松尾芭蕉、芭蕉さんを入れていただくことを提案して、この質問を終わります。

次に、首都圏営業拠点「三重テラス」についてであります。

首都圏の営業戦略の拠点となります三重テラスは、オープンから9年余りが経過し、第2ステージの最終年度を迎える本年度は、今までの総括を含め、令和5年度から令和9年度の第3ステージに向けた検討がなされています。

今定例会議でも常任委員会で十分な議論が行われるとは思いますが、例えばテナント料だけでも5年間で約4億円の予算を投入していて、費用対効果を県民の皆さんには理解いただくことが大事であるかと思えます。

東京で営業拠点を構えるのは、物価が高く、固定費も多大にかかるとは思いますが、成功していくにはそれなりの覚悟を持ってやっつけていかなければならないことは事実であります。

そこで質問ですが、今後の三重テラスの運営に関する在り方をお聞きします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 三重テラスの今後の第3ステージにおける運営の方向性について御答弁させていただきます。

首都圏営業拠点三重テラスは、県産品の販路拡大や観光誘客の推進を目指し、三重の食や歴史、文化など様々な三重の魅力を首都圏で効果的に情報発信するとともに、三重ファンの積極的な拡大に取り組んでまいりました。

平成25年9月の開設以来、累計の来館者数が、先日12月4日、500万人を突破するなど、三重の魅力を体験していただくイベントや物販、飲食の提供を通じて、多くの三重ファンやリピーターの獲得につながりました。

三重テラスは、首都圏の人々にとって三重への旅の入り口として、県内市町、商工団体、事業者等にとって首都圏における情報発信や販路拡大のための出口として定着してきたと考えています。

一方、三重テラス第2ステージまでの取組を評価する中で、市町をはじめとする県内の関係者、アドバイザーボードにおける有識者の意見を踏まえ、三重への誘客機能のより一層の強化や三重らしさの強力な発信、首都圏の多様な主体とつながる機能の強化等が課題であると認識しているところです。

また、議員からも御指摘がありました効率的かつ効果的な運営に向けて、費用対効果を意識して、費用削減を図ることも重要であると考えています。

そこで今年度においては、これまでの運営上の成果と課題、社会環境の変化を分析し、さらに有識者へのヒアリングや市町、商工団体等からの意見聴取を重ね、これらを踏まえて第3ステージ運営方針の検討を進めてまいりました。

第3ステージにおいては、首都圏からの観光誘客をさらに強化していく中で、歴史的・文化的にゆかりが深く、再開発の進展により今後さらに発展する日本橋地域において、首都圏の観光プロモーションとも連携しながら、幅広い顧客層に三重の魅力を発信する機能の強化を図ります。

加えて、首都圏と三重県の様々な関係者が交流し、つながることを促進することで、より一層の観光や物産購入の動機づけ、例えば地域課題の解決につながるような、自発的な取組の創出を目指していきたいと考えています。

このため、三重テラス一体となって最大限の効果が発揮できるような運営体制や施設の活用方法の見直しを行う方向で検討しているほか、リアルタイ

ムで現地の様子を体感できる最新のデジタル技術を導入するなど、魅力発信機能のさらなる充実を図りたいと考えています。

三重テラス第3ステージに向けた検討の状況については、議会にお示しするとともに、有識者へのヒアリングや、市町、商工団体等からさらに御意見もお伺いしながら、よりよいものとなるよう引き続き検討を進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 今後の議論、深掘りは、常任委員会でされるとは思いますが、デジタル化など最新技術が急速に加速している時代ですので、大阪でよく言われますが、小さな店舗で大きな商売、これをデジタル化に伴い、規模を縮小してでも同じような営業ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど大阪・関西万博に向けた取組もお伺いいたしましたが、2025年は、世界陸上競技選手権大会、東京大会が開催予定となっております。西で東で世界的なイベントがございますので、どうぞしっかりとその契機を生かした営業戦略を期待するとともに、東京事務所、関西事務所で頑張っている皆様にはエールを送り、この質問を終わります。

それでは、空き家対策の推進についてであります。

過去の一般質問でも多くの議員が取り上げているように、少子・高齢化、核家族が増える中、特に過疎化が進む地域では、空き家は大変深刻な問題となっています。

空き家が大都市部を含めた日本全体の問題として認識されるようになったのは、2013年の住宅・土地統計調査から、全国で空き家が820万戸、空き家率が13.5%との推計値が示され、社会的インパクトによるところが大きいと言われています。

そのような状況を背景に、国においては2015年に、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法が議員立法で施行されました。その後の2018年の統計調査では、空き家は849万戸と1.3倍となり、ますます空き家

は増え続けている状況にあります。

(パネルを示す) これはよく使われるグラフでございますが、2018年の調査で、三重県の空き家率は15.2%としており、全国平均の13.6%と比べ高くなっております。

(パネルを示す) 加えて、地域別の空き家率で見えますと、北が低く、南が高いことが分かり、改めて人口減少、少子・高齢化、過疎化が要因なのがよく分かります。

この統計調査は5年に一度でありますから、2023年の推計結果は増加の一途をたどっていると予測されます。来年の速報値を見てから政策を進めるのではなく、早め早めの政策を考えていくのが必要となると思います。

そこで、1点目は、今後、県の空き家数、空き家率はどのように推移していくと考えているのか。

次に、空き家の増加を抑制するため、市町では直接、所有者への空き家相談や適正管理に関する指導、空き家の利活用事業や特定空家に対する除去補助金など様々な事業に取り組まれているが、一方で、県としては、空き家対策事業はどのように行っているか。

空き家の増加を抑制するには、管理に関する意識啓発、情報提供が重要と思われるが、以上、まとめて質問いたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、県内の空き家の現状と市町と連携してどのように取り組むのか、御答弁させていただきます。

まず、空き家の現状でございますが、平成30年に総務省が実施しました住宅・土地統計調査によりますと、先ほど議員がスライドでお示しいただいたとおり、三重県の空き家率は、地域別では北勢地域約11%、中南勢地域、伊賀地域はそれぞれ約16%、伊勢志摩地域約19%、東紀州地域では約28%と、高齢化率の高い県南部ほど高くなっております。

また、使用目的のない空き家は、平成20年の5万3200戸から、平成30年には7万7500戸と10年間で約1.5倍増加しております。

国勢調査によりますと、令和2年をピークに三重県の世帯数は減少に転じる見込みでございますので、空き家の増加傾向は今後も続くと認識してございます。

市町と県の役割でございますけれども、全国的な空き家の増加を受け、平成27年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法では、まず、所有者または管理者の責務として空き家の適切な管理、次に、市町の責務として、空家等対策計画の作成及びこれに基づく対策の実施に努めると定められております。

一方、県は、市町の空家等対策計画の作成や市町が講ずる措置について、情報の提供や技術的助言、市町相互間の連絡調整のほか、財政上の措置を含め必要な支援を行うことに努めるよう定められております。

このため県では、市町が空家等対策計画を作成するための協議会に職員を参加させるなどの支援を行った結果、現在28市町で作成済みとなり、残る1市も今年度中に作成見込みとなっております。

また、県では、空き家対策に取り組む県内市町の支援及び市町相互の連絡調整等を図るため、法が施行されました平成27年に三重県空き家等対策連絡会議を設置してございます。

連絡会議では、空き家対策全般に係る情報共有のほか、県内市町における先進事例の現地見学会を実施しております。

令和2年10月には、伊賀市の中心市街地の空き家となった古民家を宿泊施設に転用した伊賀上野城下町ホテルの現地見学会を開催し、空き家活用の先進事例として県内市町と情報共有させていただいたところです。

さらに、空き家対策は活用と除却の両面で進めることが必要であることから、空き家の活用に対しまして空き家リフォーム支援事業を、危険な空き家の除却に対して特定空家等除却支援事業を実施しております。また、その他事業も活用して、市町に対して財政上の支援を行っています。

所有者の意識啓発でございますが、増え続ける空き家を効果的に抑制するためには、まず空き家所有者の意識啓発が重要であると認識しております。

法においても、所有者等による空き家の適切な管理を促進するため、市町が情報提供、助言などの援助を行うよう努めるものと定められております。

そのため、市町においては、広報誌やホームページへの空き家の適正管理に関する記事の掲載、固定資産税の納税通知書へのチラシの同封等により、工夫しながら所有者に向けた意識啓発に取り組んでおり、三重県空き家等対策連絡会議でこれらの事例を共有しておるところでございます。

また、県では、令和3年度に伊賀市や鳥羽市の空き家活用事例を三重テレビで紹介したほか、令和4年1月の県政だよりみえに特集記事を掲載し、空き家の適正管理等を広報いたしました。

今年度は、令和5年2月に、県民の方を対象に、自宅を空き家にしないための準備や空き家の活用等をテーマにした空き家対策セミナーを開催する予定でございます。さらに、12月、1月に東京、大阪の空き家所有者などがリモートで参加する空き家相談会を県、市町、関係団体で構成する協議会で初めて開催する予定でございます。

今後とも、市町と連携し、空き家所有者等への意識啓発に努めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 県の事業として特定空家等除却支援事業、空き家リフォーム支援事業など市町の取組を支援しているとのことでしたが、令和4年度の予算を見ると、特定空家等除却支援の補助金が137万5000円、空き家リフォーム支援の補助金が350万円ということで、これは件数に直すと、ともに10件程度しか補助金が当たらないということで、県全体の空き家対策予算としては大変限定的であると思われまので、また予算措置も、来年度予算にも反映できるようにお願いしたいと思います。

（パネルを示す）これは伊賀市から提供いただきました。空き家が増える最大の要因は、高齢者のみで暮らしている世帯がお亡くなりになったり、家を離れ、施設や子どもで暮らすようになったとき、空き家が発生することを踏まえ、20年先にどれだけ予備軍があるかということを示したグラ

フでございます。2020年から2040年の20年後には、958戸の空き家の予備軍があるということで、20年でそれぐらい増えるということが示されたグラフでございます。

これだけ空き家が増えることになりますので、空き家になる前の今から手を打たないと、過疎地域は空き家だらけになると予測されます。

空家特措法第8条に、都道府県知事は、市町村に必要な援助を行うよう努めると記載されています。今後、空き家は確実に増えますので、令和5年度は予算の増額も踏まえて取り組んでもらいたいと思います。

先ほど空家特措法は議員立法でつくられた法律であると申しましたが、今後の法改正に向け、自民党住宅土地・都市政策調査会の空き家対策小委員会に伊賀市が招かれまして、先ほど御紹介のあったように、伊賀上野城下町ホテルの成功事例をプレゼンしてきたそうです。

市の担当者によると、空き家は生ものであるもので、できる限り早く手をつけなければならない、それが大事とっておりました。

今後、法改正が行われるということですから、国の動向を見ながら、市町や建物・土地の関係団体と連携していき、空き家対策の推進、予算の拡充を図っていただきたいと思います。

加えて、移住の促進についても空き家対策の一つですから、地域連携部にも一層の取組をお願いして、この項の質問を終わります。

地域の懇談会や県民の方に直接お話を伺っていると、必ず出る課題は、先ほどの空き家対策、空き家の問題と地域公共交通のことであります。

平成の大合併がありまして、約20年になります。三重県内には69の市町村がありましたが、合併により今は29の市町となりました。

県の仕事は主に自治体サービスですので、対象の市町村が40減ったわけですから、県としては業務の合理化、また、効率はよくなったと思いますが、合併した基礎自治体にとりましては、広くなったことで、特に周辺部は過疎指定になるほど地域が疲弊しているのを感じているところです。

その中で、高齢者にとりまして路線バスがなくなり、公共交通の空白地は

コミュニティバスが運行しているものの、交通弱者にとりましては買物や病院など、外出するには大変困難となっております。

県では、市町と連携して様々な取組を実施しているとは承知していますが、切実な県民の声に応えているとは思われません。これからの地域公共交通について、県の考え方、取組をお伺いします。

そして、鉄道であります。今年4月、JR西日本から赤字路線などの情報が開示されて以降、鉄道ネットワークの維持、確保に向けた議論が急速に加速しており、本県におきましても沿線自治体や協議会への支援を行うなど、持続可能な公共交通の実現に向けた取組を進めているところではあります。

JR関西本線は、名古屋―大阪間を最短で結ぶ179キロメートル路線であり、来るリニア中央新幹線の効果を最大に生かすために、中間になります亀山―加茂間の61キロメートル路線の活性化は必要不可欠であります。三重県の発展のためにも今後の取組をお示してください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 地域公共交通の関係でバス路線の維持、それから関西本線の維持というところで御質問いただきました。

まず、バス路線につきましては、コロナ禍以前より利用者の減少や運転手不足など厳しい状況にあります。通勤通学や買物など、県民の皆さんの日々の生活を支える重要な移動手段であると考えております。

バス路線の維持のため、県と市町の間では役割分担の下、複数市町をまたぐ地域間幹線バスについては県が、また、地域間幹線等につながる地域内バスについては市町が支援しており、県と市町が連携しながら、地域公共交通ネットワークの確保を図っているところでございます。

例えば伊賀市内では4路線の地域間幹線バスが運行しておりますし、また、伊賀市におきましては、コミュニティバス「にんまる」をはじめとした行政バス等を合併前の旧市町村内で運行し、市民の日常での移動を支えています。いずれも利用者の減少が著しいというところが大きな課題となっております。

こうした状況から、まずは既存の公共交通を維持するために、地域と共に利便性向上に取り組むなど、利用者の増加を図る必要があります。

このため、県では、三重県地域公共交通協議会で設置する地域別ワーキンググループを開催しまして、市や交通事業者と現状把握を行い、引き続き連携して利用促進に向けて取り組むことを確認したところでございます。

また、市の地域公共交通活性化再生協議会におかれましては、利用者が少ない行政バス等に代わり、デマンド交通等の新たな運行形態の導入など、新たな移動手段の検討も始まっていると聞いております。

現在、全国的に地方バスをはじめとした地域公共交通の維持・確保が課題となっており、国においても新たな支援制度の創設や制度改正の議論が進められております。

県としましては、国の動向も注視しながら既存公共交通の維持に向け、引き続き市町等と連携しまして利用促進に取り組んでまいります。また、他地域での先進的な取組事例の紹介でありますとか、移動手段の確保に向けた実証事業等への支援を実施することで、地域の実情に応じた移動手段の維持・確保に向けた取組を支援してまいります。

次に、関西本線の維持活性化についてでございますが、本年6月に設置いたしました関西本線活性化利用促進三重県会議では、戦略的で効果的な利用促進策を実施するため、データに基づいて検討を行ってきたところでございます。

11月15日の第4回会議では、これまでの検討状況を報告するとともに、今後の取組方針について、四つの方針を定めたところでございます。

一つ目は、地域住民等に現状の周知でありますとか危機感を共有する取組を進める。2番目といたしまして、通勤等利用者の裾野を広げる取組を進める。3番目といたしまして、他のエリアから人を呼び込む取組を進める。4番目といたしまして、利便性向上等の取組を進める。この四つを柱として進めていきたいと考えております。

関西本線の活性化に向けては、まずは利用していただくことが必要であり、

中でも、通勤等の利用者の裾野を広げることが重要であると考えております。沿線企業等の協力を得て、実際に関西本線を利用していただく実証事業を実施する中で、継続的に利用するために何が必要か、事業参加者の声を集めて、J R西日本等の関係者と共有しまして、利便性の向上などさらなる取組につなげていきたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 一定の答弁をいただきました。

私もたまにですが、利用させていただきます。利用者の8割が定期券利用者ということで、朝夕は学生が大変多いという印象でございます。

存続の機運を高めるためには、イベントや広報活動は有効な手だてとは思いますが、利用促進をするには、まず私たちが先頭に立って通勤に使うということが一番かと思います。

庁内放送で、今日はノーマイカーデーですとか、ノー残業デーですとか言うてはりますけど、例えば電車通勤には通勤手当を上乗せしていただくとか、その辺も考えてもらってもいかがでしょうか。

また、滋賀県のように、その必要性を理解して、県民全体で支えていくことも必要になってくるかも分かりません。

今回のJ R西日本の情報開示は廃線の布石とならないように、J Rだけにのぞみを持って利用促進を進めてまいりたいと思います。

次に、建設業の担い手の確保と育成についてであります。

地域の建設業は、私たちの県民生活の安全・安心を担保する上で重要な役割を担っています。それは日常の社会資本の整備にとどまらず、自然災害などの復旧作業にも早急に対応していただいております。

しかしながら、建設産業全体の就業者は高齢化が進行しており、これから若者の担い手の確保が急務となっております。

それでは、なぜ若者や女性の入職者が少ないかと考えると、建設業の魅力や役割がうまく伝わっていない、休日の確保など労働条件の整備などが思い浮かびます。また、育成の遅れについては、高齢化していますのでベテラン

技術者が多く、若手技術者がなかなか経験を積むことができないことが要因の一つかと思います。

そこで質問ですが、県が建設業の若手を確保するために取り組んでいること、また、若手技術者を育成するために取り組んでいることについて伺います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 建設業の担い手確保と若手技術者育成の取組について御答弁いたします。

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の緊急対応など、県民の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っています。

しかしながら、県内の建設業の就業者は、この15年で約25%減少し、60歳以上の就業者も約3割を占めるなど高齢化が進む中、建設業の高校卒業就業者の約4割が3年後に離職するなど、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

このため、県といたしましては、令和2年3月に策定いたしました第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、担い手の確保・育成の取組を進めているところでございます。

担い手確保の取組といたしましては、教育委員会の御協力も得まして、これまで県立の工業系高校と普通科高校を対象に建設企業と共に個別訪問いたしまして、建設業の魅力や仕事の内容を先生や生徒に知ってもらうための出前授業や現場見学会などへの参加を要請しております。また、学校側が建設企業に求めますニーズを把握するため、先生との意見交換会などを行っております。

本年度は、新たに私立高校などにも取組を拡大してございまして、現在34校を訪問し、建設企業と教育機関との連携を支援してございます。個別訪問をきっかけに、三重高校では、私立高校では初めてとなる出前授業と現場見学会を開催したところでございます。

また、個別訪問で先生方から多く要望いただきました建設企業と先生との交流会の開催につきましては、本年4月の北勢地区に加え、来年1月に伊勢志摩地区において開催を予定してございます。

さらに、建設業の魅力を伝えることで、今後の進路選択として工業系高校や大学を考えていただけるよう、小・中学生を対象とした現場見学会も開催してございます。

一方、建設業界においては、若者に選択していただける入職しやすい職場環境を目指しまして、週休2日制工事の拡大による労働環境の改善やICT活用工事の拡大などによります生産性向上に取り組んでいるところでございます。

若手技術者の育成の取組につきましては、工事实績の少ない若手技術者の登用が可能となりますよう、工事の入札において、配置予定技術者の工事实績や資格保有の要件緩和などを行っております。

また、工事完成時には、若手技術者や女性技術者を配置した工事につきましては、工事成績点数において加点評価を行っております。

さらに、各建設・下水道事務所におきまして毎年実施しております優良工事表彰において、令和3年度から若手部門を創設し、積極的に優秀な若手技術者を表彰することで、若手技術者のやりがいや意欲の向上につなげております。

今後も引き続き、建設業界や教育機関と連携を密にしまして、建設業の担い手確保に向けて取り組むとともに、若手技術者の登用促進につながる配置予定技術者の要件緩和や工事成績点の加点など、地域の建設業が未来に存続するために必要な若手技術者の育成の取組を、建設業界の意見も聞きながら継続・改善を行い、しっかり進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） これからの建設業の4Kは、給料、休暇、希望、かっこいいだそうです。人材確保については、教育委員会と連携していただいているということを確認させていただきました。また、総合評価など、若手の登用

に加点しているということも確認いたしました。

先日、地元の建設業協会と県議会議員の懇談会がありまして、いろいろ意見交換をさせていただきました。

建設業に就職するには、どの業種もそうですが、今の時代は週休2日が必須条件だそうです。まず、就職の条件を週休2日から見るので、週休2日でなければ、その下のいい条件のところにも入っていけないということをおっしゃっていました。

雇用の側にとっては、やはり週2日については工期にも課題があるということで、どうしても土木工事は天気都合で工期が延びますので、工期に余裕を持たせた発注もお願いしてほしいということも言われておりました。その分、予算はかかるかと思えますけれども、働き方改革を進めるための予算ということで、ぜひとも考えてほしいと思います。

次に行きます。

(パネルを示す) この写真は6月の川上ダムのものなのですが、今は試験湛水もう大方いっぱいになっていまして、さらに紅葉も相まって大変きれいな状況となっております。川上ダムは、民主党政権のときに事業見直しになりましたが、紆余曲折を乗り越え、ようやく来年度に供用開始となります。

ダムは利水、治水の機能だけではなく、最近はインフラツーリズムやダムツーリズムといった観光資源として、また、教育旅行の現場として多方面に活用され、地域振興の一端を担うようになりました。

来年度、川上ダムが供用を開始するというので、ダムを三重県の地域振興に生かせないかと、本年9月に会派有志で、群馬県の2020年に完成した八ッ場ダムに視察に行っていました。八ッ場ダムも川上ダムと同じく水資源機構の管理で、ここも政治に翻弄されたダムで、事業仕分けのときには話題になり、よくテレビに出ていたところでもあります。八ッ場ダムは吾妻渓谷に位置し、水陸両用バス、カヌー、カヤック、バンジージャンプなどの体験施設が整い、高台に集団移転した温泉街があり、道の駅も隣接し、年間20万人が訪れるほどにぎわっていて、地域との協働をしているのが大変参考に

なりました。

いよいよ供用開始となる川上ダムですが、先日も川上ダム水資源地域ビジョン策定委員会が開かれました。残念ながら傍聴はできませんでしたが、水資源機構の管理のダムですが、地域振興に県としてどのように関わるかをお聞かせください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（後田和也）** 川上ダムを活用した地域振興について御質問いただきました。

このたび完成いたします川上ダムによって誕生します広大な水辺空間というのは、新たな地域資源として有効に活用することが期待されるものだと考えております。

ダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、国土交通省や独立行政法人水資源機構が管理するダムにおかれましては、ダムごとに水源地域の自治体、住民などの方々が参画されまして、ダム事業者・管理者と共同で、水源地域活性化のための行動計画として水源地域ビジョンを策定し、様々な取組が推進されているところでございます。

川上ダムにおきましても、令和3年7月に伊賀市と水資源機構が事務局となり、地元住民代表や活動団体等を構成員とする川上ダム水源地域ビジョン策定作業部会及び川上ダム水源地域ビジョン策定委員会が設置され、三重県もオブザーバーとして参加してきているところでございます。

川上ダム水源地域ビジョンにつきましては、全7回の作業部会を通じて、地域の方々の意見も聞きながら、先ほど議員からも御指摘がございました、11月30日に開催されました策定委員会で審議を経て、承認されたところでございます。

このビジョンでは、「地域の魅力を守り、高め、伝える」、「川上ダムを多面的に有効に活用する」、「地域の人・組織・活動を育み、活かす」を基本的な取組の三つの柱として、川上ダム水源地域の活性化に向けた様々な取組が行動計画として取りまとめられているところでございます。

ビジョンの推進に当たりましては、これまでの策定委員会、策定作業部会を発展的に解消しまして、新たに川上ダム水源地域ビジョン実行連絡会というものを設立しまして、ビジョンの実行に関する報告・情報共有、協働に関する協議や、必要に応じてビジョンの見直しに関して協議を行うこととなっていると聞いております。

県としましても、実行連絡会にこれまでと同様にオブザーバーとして参加することで、川上ダムの新たな地域資源としてのポテンシャルを生かした地域振興が図られるよう、水資源機構や伊賀市と連携して、必要に応じて助言や協力を行ってまいりたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ダムというのは大体、山の奥深いところにあるんですね。でも、川上ダムは、近鉄青山町駅から車で10分ぐらいのところ、駅に近いところにあるんですね。そういう立地条件も利用しながら、また、青山高原、榊原温泉もあり、観光ルートの一つとして最適であると思いますので、ぜひとも三重県の地域振興として活用いただくことを期待いたします。

いよいよ最後の質問でございます。盛りだくさんで、大分走りながら、かみながら進んでまいりましたけれども、最後の鉄板ネタは、伊賀のインフラ整備についてでございます。

伊賀の治水対策は、先ほどの川上ダムに加え、上野遊水地、そして河道掘削を3点セットで進めていて、淀川水系木津川下流域の京都、大阪など大都市の治水安全に重要な役割を担っています。川上ダム、上野遊水地は国の管理でありますので、残るは県の管理の木津川及び服部川、柘植川の河道掘削など河川の整備が完了して、初めて治水機能が最大限に発揮されることとなります。伊賀はさすがに津波の心配はありませんが、近年の短時間大雨や台風のときには、危険水位に迫ることが多くあります。

以上のことから、治水対策の3点セットの一つ、河川整備について聞きます。

次に、一般国道368号であります。来年1月から民間病院が移転開業さ

れることとなります。伊賀市・名張市間の慢性的な渋滞に加えて、緊急車両が通ることとなりますので、人、物、そして命の道となります。

また、今でも抜け道となる地域では、住民生活に大変大きな影響を及ぼしております。最終的には、名阪国道上野インターチェンジにタッチするのが完成形だと思いますけれども、一日も早い全線4車線化に向けた進捗状況を聞きます。

最後の最後です。いつもの名神名阪連絡道路についてであります。

この道路は、近畿圏、中部圏に加え、北陸圏を結ぶ広域道路ネットワークとして、日本海から太平洋に至る南北軸を形成し、災害時における迂回機能はもとより、産業、経済、文化、観光など広域的な交流を促進する道路として期待されます。

今年4月に重要物流道路の指定を受け、11月16日には第1回有識者会議も開催されたことは承知しています。これからの展望をお聞かせください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、伊賀の三つのインフラ事業についてお答えいたします。

まずは、木津川の河川整備でございます。

議員御指摘のとおり、木津川については、上野遊水地、川上ダム、河道整備と三つの事業を実施しておりますが、上野遊水地については、平成27年から運用を開始しておりますし、川上ダムについては、今年度事業完了に向けて試験湛水を行っているという状況でございます。

残る河道整備についてでございますが、遊水地の運用を開始した翌年の平成28年度から河道掘削の工事が本格的に進められておりまして、現在は、伊賀市三田地内の支川の服部川の引提と河道掘削を行っております。

今後は、服部川において、木津川下流合流点から服部橋までの河道掘削と支川の柘植川の三田地区における築堤を行う予定としておりまして、令和9年度の完成を目指して進めていただいております。この部分は直轄の部分でございますが、県管理の木津川の部分も事業を進めております。

次に、国道368号の4車線化についてでございます。

国道368号の伊賀市と名張市を結ぶ区間については、議員御指摘のとおり、4車線化事業を進めております。

伊賀市内においては、菖蒲池2交差点から上野インターチェンジに向けて4車線化を順次進めておりまして、令和4年7月には岡波病院の移転先の上之庄南交差点から山出団地入口交差点までの1.1キロメートル区間が完成するなど、これまでに3.3キロメートルの区間が4車線化を完了しております。

現在の工事状況については、木津川に架かる大内橋について昨年12月から橋脚の工事製作に着手しておりまして、本年11月から現場での橋梁架設作業を開始したところであります。

今後は、大内橋までの区間の4車線化を令和7年度の完成を目指し、事業を進めてまいります。

名張市内においては、これまで1.5キロメートルが完成したところであり、今年度末には、桔梗が丘駅口交差点から国道165号までの0.3キロメートルの区間が完成する予定であります。

一日も早い渋滞解消に向け、残る区間の4車線化を着実に進めてまいります。

最後に、名神名阪連絡道路についてでございます。

この道路については、議員御指摘のとおり、本年4月に重要物流道路として全線が候補路線に、滋賀県甲賀市内の国道1号から三重県伊賀市内の名阪国道までの間が計画区間に指定されております。

本年4月の重要物流道路に指定されたことを受けて、国、滋賀県と連携して、早期の計画の具体化に向けて、地域の課題整理や同道路の整備効果等の調査検討を進めております。

11月16日には、三重県と滋賀県が共同で名神名阪連絡道路有識者委員会を開催し、ルート帯決定に向けた調査に着手したところであります。

今後、沿線地域での地元説明会の開催、地元や道路利用者等からの意見聴取の実施を予定しています。

沿線地域の早期整備への思いを踏まえ、今後一層、国や滋賀県と連絡を密にして、県外に接続する広域ネットワークの早期実現に向けて、計画の熟度を上げてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 名神名阪連絡道路ですが、平成30年に滋賀県で行われたシンポジウムで、当時の自民党の二階幹事長が出席され、滋賀県、三重県には日本の大動脈が集中している、名神名阪連絡道路は国土強靱化をもたらす重要な道路である、と発言したことが大きな潮目となり、ギアが一段とアップして、いよいよ夢から現実へと近づいたかなと思います。

一見知事におかれましては、引き続きの国への要望、よろしく願い申し上げます。

それでは、いよいよ終わりが近づいてまいりました。

そこで一句となるわけですが、これからの寒さもだんだん厳しくなり、北国では雪も降っております。ですが、冬が過ぎるといよいよ、我々はいよいよとなります。

そこで一句。「力ため 耐えて忍んで 冬木の芽」。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。39番 三谷哲央議員。

〔39番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○39番（三谷哲央） 昼からの最初の質問ですので、睡魔が襲ってくるような時間帯ではありますが、張り切ってやらせていただきたいと思います。

桑名市・桑名郡選挙区選出の三谷哲央でございます。1時間よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、まず最初に、人口減対策について、お伺いさせていただきたいと思えます。

一見県政における人口減少対策、世界の人口が80億人時代に突入いたしました。

1986年には50億人と言われていたわけですが、35年ぐらいで30億人増えたということになります。そして、2050年には、インドが中国を抜いて16億7000万人、中国が13億1000万人ということのようですが、一方、我が国は1億300万人、現在の1億2300万人から2000万人減ると言われておるわけです。三重県も、その例外ではなく、その人口減の真っただ中にあるということでもあります。

今回、知事の下で策定されました強じんな美し国ビジョンみえにおきましても、2030年には165万人、2060年には120万人となると予想されております。その上で、「施策総動員による総合的な取組」、「地域特性に応じた対策、さまざまな主体との連携」を挙げておられまして、このような取組を推進することにより、「人口減少が進む中でも地域が自立的かつ持続的に発展していけるよう、国、市町、民間等との連携のもと、総合的な対策に取り組みます」としております。

このビジョンの方向性を踏まえて、みえ元気プランでは、自然減対策、社会減対策を推進するとともに、人口減少の影響への対応、人口減少対策の総合的な推進を挙げられておりまして、最後に、三重県人口減少対策方針、仮

称ですが、の策定で締めくくられているということでもあります。

そして、このプランに基づいて策定されました令和5年度三重県行政展開方針（案）では、減少幅を緩やかにしていく必要があると指摘されまして、出会いの機会創出、出会いの機会創出につきましては後でちょっと話をさせてもらいますが、安心して出産・子育てできる体制整備、若者の県内定住、流入・Uターン、移住の促進、人口減少の要因等の調査分析を行うなどと書かれております。

さらには、この行政展開方針（案）に従って作成されました令和5年度予算調製方針におきましても、基本認識として、「これまで県が実施してきた人口減少対策の検証」と書かれていますね。そして、「先進事例の調査等をふまえ、人口減少の緩和に向けて、市町とともに効果的な対策を加速させる必要」があるとした上で、当初予算調製の基本方針として、子育て支援策の充実を挙げるとともに、人口減少対策につきましては、戦略企画部人口減少対策課が中心となり、十分な議論、検討、論点整理をした上で、予算要求を行うこととされております。

そこで、お伺いさせていただきますが、これまでの人口減少対策とどこがどう変わってきているのか、どのような新しい取組をしようとしているのか、この点をまずお伺いしたいなと思っております。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画におきましては、地方創生の実現に向けてと題して、まち・ひと・しごと創生総合戦略の自然減対策と社会減対策を四つの対策、活力ある働く場づくり、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりに再編いたしました。それぞれに数値目標を設定するとともに、その実現に向けて、同じように書いてありますが、施策を総動員し、オール三重で取り組む、このようにされておりました。

人口減少対策に王道だとか特効薬はなかなかないのかもしれませんが、知事が人口減少対策元年とうたう割には、鈴木県政のときの人口減少対策とあんまり代わり映えがせんのではないかな、そのような気がします。

また、今回、マッチングアプリを活用するという話も出ておりました。桑名市もマッチングアプリを使うというお話ですが、三重県もそれに倣うということを知っています。これも、個人情報のこともこれありで、民間に委ねることへの不安、こういうことも声が聞こえてきております。

いずれにしても、鈴木県政における人口減少対策と一見県政の人口減少対策、どこがどう違うのか、改めてお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今まで、人口減少対策はほかの県と同様であります、議員からも御指摘いただきましたが、まち・ひと・しごと施策でやってきたと聞いております。

ただ、そこで人口減少対策に重点化してやってきたのか、PDCAサイクルを回しながらやってきたのかと言うと、やや疑問符がつくのではないかと考えております。ただ、今までも一生懸命やってきたということでございます。

ただ、今までのやり方では、人口減少をとどめることはできない。それは、これを頑張ってやってもとどめられないんですけれども、次元が異なるぐらいのやり方でやっていかないといけないと思います。

前回、鳥羽市で円卓対話をやりましたが、そのときに、若い方からこういう話がありました。

知事、人口減少対策をやると言っていたいてありがたいと思います、今まで、そういったことをあんまり聞いていませんでしたと。我々のPRが下手やったのかもしれませんが、若い世代にとっては、加えて、三重県に残る若い世代にとっては、人口減少対策はやってもらわないととっても困るということであると思います。

また、県庁OBの方に、私が知事になってすぐぐらいのときだったと思いますけれども、まあ茶飲み話みたいな感じで聞きましたので、正確にということではないかもしれませんが、何で今まで人口減少対策というのをイの一番に掲げてやってこんだんですかねと、私の疑問をぶつけてみたことがあ

ります。そうすると、いや、実は人口減少対策っていろんな分野にまたがっていきまして、結果がすぐに出ませんので、そうすると、結果がすぐに出ませんものはなかなかやりたがらんのですわ、とおっしゃっていました。

今もうそういう時代ではない、今手をつけないとこれから三重県は大変なことになるということで、知事に就任してから、県庁の方々と議論し、人口減少対策については、やっぱり反対の声はありましたが、やっていくしかないんじゃないかということで納得してもらって、やろうということでやってまいりました。

どういふところが今までと違うかというところでございますけど、例えば、ほかの県ではない人口減少対策推進本部を、これは形だけではあかんのですけどね、3月に設置しました。それから、人口減少対策課というのも4月に設置して、調査や分析をしてきました。

調査分析に行くのは、先進的なところで、例えば千葉県流山市とか兵庫県明石市とか、そういうところに行ったわけですが、岡山県奈義町にも行ってもらいました。それは、自治体の人たちも一緒に行っています。問題点を共有するとともに、どういふやり方をしたらいいのかということについても自治体で考えていただいています。

議員御指摘の桑名市でのマッチングアプリの話、これも実は人口減少対策の話をしていく中で、桑名市としてはこういうことをやりたいということを桑名市長もおっしゃって、進んでいるものであると認識しております。

大事なものは、県庁で、これは非常に重要な施策なんだということ掲げるとともに、政策の取りまとめ部局が人口減少対策の司令塔の役割を果たしながらやっていくということも大事であると思っています。組織をつくって、そして詳細の調査分析をやる。それから司令塔の役割、要するに県庁全体を取りまとめると。これが2番目で、3番目、どういふところが違うかと言うと、国や市町に働きかけをしてやっていくと。

特に、人口減少対策のうち、自然減の対策は、県でできることが限られていますので、国でやってもらう必要があります。国もこども家庭庁をつくっ

て、しっかりやるということで進み始めていますので、ここは、実は国にも働きかけを我々もしています。

それから、市町に対しては、三重人口減少対策連絡会議を2月に開催しまして、首長たちに来ていただきまして、議論を始めて、先ほどお話も出ました桑名市の取組は、これの一環でもあるとは考えています。

今まで、アクションプラン的なものをつくっていましたが、それが実効的であったかどうかの検証が確実にできたわけでもないということ。

それから各部がそれぞれ業務をやっていました。移住政策をやっているところ、それから少子化対策をやっているところとありましたけど、それがあがる意味、言葉はあまりよくないかもしれないが、ばらばらでやっていった、統合性を持ってやっていたというところがなかったのかもしれないということでございます。

批判することは様々できると思います。しかし、実行していくことが重要であると思っています。

ぜひ、県議会の議員方も、なかなか結果は出ないと思います、人口が増えていくということはないと思いますので、それについて厳しい御批判を頂戴することもあるかもしれませんが、温かく見守っていただくとともに、また、厳しい御提案もいただきたいと思います。自分としては、こう考えている。実は、今まで1年間、議会でそういう御提案もいただいています。こういうことをやるべきなのではないかとおっしゃっている議員もおいでになられました。そういった形で、三重県一丸となって、人口減少対策をしっかりやっていくということが重要であろうと思っています。

これは議員からも御指摘を頂戴しましたが、今は、人口減少対策方針、仮称ではありますけど、それをまとめるべくしっかりと議論を重ねているところでございます。ぜひ御指摘を頂戴しながら、いいものをつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） なかなか性格的に温かく見守ることができないの

で、申し訳ないんですが、予算調製方針の基本事項では、人口減少対策については、部局横断的な課題であり、戦略企画部人口減少対策課が中心となり、関係部局で十分な議論、検討をした上で、予算要求を行うこととしております。

組織改正、これは少し聴き取りのときにもお話をさせていただきましたが、今回は「戦略」がなくなるというお話であります。単に調整機関になるのかなと思っています。

午前中の舟橋議員の質問のときに、この戦略の話が少し出ましたら、知事のほうから、強じんな美し国ビジョンみえだとかみえ元気プランの目的のお話をされて、その後すぐに組織改正の話になりました。戦略の話は出てきていないと思います。

安井部長の考える戦略とは何かというようなことは、今、質問する気はありませんけれども、やはり戦略というのが非常に僕は大事だと思っています。

知事も、県のOBの方に人口減少対策についての意見を求められたりしていますが、私も県のOBに少し話を聞きますと、今回の組織改正は非常に評判が悪い。あまり芳しい話は聞こえてきません。

地域連携部に交通をくっつけて一体何なの、南部地域活性化局が南部地域振興局になってどう変わるのだ、観光部だとか移住促進だとか、取ってつけたようなものが一体何なんだとおっしゃるんですね。

こういう批判が出てくるのは何かというと、全体の戦略が見えないから、個々の組織改正のところの意義が見えてこないということなんです。ウィキペディアで戦略というのは何かと調べましたら、戦略は、一般的には特定の目的を達成するために、長期的視野と複合思考で力や資源を総合的に運用するものだとしています。また、別のところでは、巨視的な策略であると。大きく見る、巨視的な。じゃ、戦術って何かというと、戦術というのは、個々の戦闘で、いかにして勝つかということが戦術だと。

やはりここでは、きちっとした戦略を示した上で、組織改正、また、人口減少対策、こういうものをお話いただくのが必要ではないかなと思っています。

ます。

また、今日の午前中の話で、今度、総務部には、何かどこにも行き場のないを集めてくるようなお話がありました。かつてどこも行き場のないのは生活部だと私は思っていたんですが、今後は総務部のほうにそういうのが集まってくる。行き場のないものを集めた総務部が、本当に戦略の司令塔になり得るのかどうか。これも非常に疑問に思うところでありまして、改めてもう一度、知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 組織改正について、OBの方の御意見を挙げていただきながらお話を頂戴しました。様々な意見があると思います。

先ほども舟橋議員の御質問に対してお答えしましたが、組織というのは、これからその組織を担っていく人間にとって一番いい形でなければならないと思っております。したがって、そこで働く人、特に若い人、その人たちがやりがいを持って働けるかどうか、そういう組織改正にすべきであって、OBの意見は参考にするべきではあると思いますが、20代、30代の方々はどういう組織にしたいか、この意見は聞いていかないかと思えます。

私も国の組織で働いていたときに、大きく組織改正はしましたが、大臣の意見をお伺いするのは最後です。もちろん、大臣がおっしゃったことというのは大事なものでありますけど、そこで働いている役人が働きやすい組織なのか。国民のニーズをちゃんとつかまえて、それを改正できるか。改正するものもありますし、あるいは違う形で実現していくものもありますけど、それができるかというのが一番大事であると思っております。

したがって、今回の組織改正のときに、よく県庁の人たちに言っているのは、知事のお考えはどうでもいいんやと。あんたらが今までやってきた三重県にとっての幸せ、県民にとっての幸せ、それをどうやったら実現できるか、それを考えて、組織改正の案を出してほしいと。責任は私が取るんですけど、そういう考え方をしっかりと入れ込んでほしいと言っております。

名前については、実際、名は体を表すというので、どういう仕事をするか

によって名前をつけていけばいいと思いますので、これはあまり大きな話ではないと思いますけれども、名前も重要であるのは事実であります。

戦略、戦術のお話については、前回の議論でもお話し申し上げましたが、実は政策部門というのは、これは、戦略も戦術も全て政策について関与していく必要があると私は思っております。したがって、戦略だけ取り上げて書くのはどうかな、名前にするのはどうかなという思いがあるのは事実であります。

現在、案としてお示ししている政策企画部ですけど、これについては、私は実は個人的には違う名前のがええなと思ったりもしていました。していましたが、先ほど冒頭申し上げましたように、若い人たちがこの名前で仕事をしていきたいと言うなら、それでやってもろうたらいいじゃないかということで、私は応援をすると考えているところであります。

それから、人口減少対策については、先ほどお話を頂戴しまして、先ほど舟橋議員の質問にもありましたけれども、これから組織的にその強化をしていく必要があるのであれば、そこは強化をしていくということであると思いますが、まずはその方針を定めていく必要があると思いますので、方針の中身を見ながらやっていくということになるかと思えます。

組織につきましても、人口減少対策につきましても、いずれにしても県民の声もちゃんと聴きながら、それから、三重県庁の人たちの意見もお伺いしながら、いい形をつくり上げていきたいと思えます。

〔「議会の声もよく聴いて」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） 議会、もちろんです。

もちろん議会の声も当然聴きながら、いい形でつくり上げていかないと、議会に出ささせていただいたときに賛成をいただけませんので、皆さんの声も聴きながら、きちんとやっていきたいと思えます。

ちなみに、人口減少対策は、私は四つの大きな要素があると思っています。

ただ、これは議論していく中でこれから変わるかもしれませんが、一つは、子育て環境の充実だと思えます。これがないとなかなか若い人は、三重

県を移住先として選んでいただけなかったり、あるいは子どもをつくりたいという気持ちにならないというところがある。

もう一つは、やっぱり大事なのは雇用であります。ものづくりの三重県は、雇用はある程度安定していますけれども、農林水産業を含めた雇用は非常に重要やと思います。

それから、3番目に重要だと思うのは、にぎわいであります。これは、円卓対話で若い人たちの話を聞くと、三重県は住むのにすごくええところなんやけれども、けど、にぎわいがあんまりないと。例えば、駅前のにぎわいですね。今、四日市市は駅前通りをきちんとやっていこうということで、桑名市もやってくれていますけど、ほかの市もやっていますけど、ここは非常に重要なという気がしています。若い人が三重県に残るという意味です。

それから4番目、癒やしというのも重要やと思っています。例えば、自然が豊かであるというのも一つである。ここは、三重県はすごく優れたところがあるんだろうと思っています。

やはり弱いところを伸ばしていき、それから強いところはさらに伸ばしていくと。三重県は、関西圏と中京圏の間ですので、地政学的にはすごくいい位置にありますし、自然や産業や気候も温暖でありますので、人が集まってくるポテンシャルはあると思います。これをこれからも伸ばしていきたいと考えております。

[39番 三谷哲央議員登壇]

○39番（三谷哲央） これからつくっていきます方針についても少しお話をいただきました。

そのことについてお伺いしたいと思っておりますが、先ほどもお話にありましたように、人口が増えてくるということは、ほぼもう期待ができない。この人口が減っていくということを前提にどう考えていくのかということが大事だと思っております。

また、日本全体の人口が減っていく中で、三重県の人口の減少が多少緩和

したところで、全体としての活力が生まれてくるということでも当然ないわけでありまして、しかし、そういう中であっても、地域が自立のかつ持続的に発展していくように努力していく、これはこれで大事な話でありますし、また、この人口減少の中で自立のかつ持続的に発展する三重県の姿をやはりきちっと知事のほうでお示しいただいて、これに向けてどう努力をしていくんだ、どう施策を動員していくんだ、どう組織を動かしていくんだということをお示しいただかないと、なかなかこの方針にはそぐわないのではないかなと思っています。

ある新聞に出ておりました説によれば、そういう人口が拡大していくという前提としては、昭和的な価値観というのは大きくもう転換すべきだろう、新しい価値観の下で、これからの時代、地域というのはつくっていきなさいいけないんじゃないですかという話が出ておりました。

そういうことを踏まえて、これからつくろうとしている三重県人口減少対策方針、仮称ですが、これを策定するに当たって、どういうあるべき姿の三重県を追求していくんだ、このことについて、知事、教えていただけませんか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今、三重県だけじゃなくて、日本の人口がどんどん縮んでおります。

さらには、2042年になると、これは推計値でありますけれども、高齢者もどんどん少なくなっていくと。今は高齢者の数は増えております、全体は減っていますけど。2042年になれば、高齢者の数も減っていくという本格的な人口減少時代を迎えるとも言われております。

議員がおっしゃったように、そういう時代を迎える前の今、新しい価値観を見いだしていきなさいいけないと思います。今、手をつけないと、10年後、5年後に手をつけてはもう遅い、そのときには手遅れになると考えております。

御指摘のように、人口は日本全体で減少してしまっていて、恐らくこれは増加

に転じることは恐らくないと思います。三重県も同様であると思います。

減り幅をなるべく小さくしていく、これが我々ができる最大限のことであると思っています。そして、将来的にどういうものを目指すかということ、これはまだこれから県庁職員の皆さんとも議論しながら考えていくんですけど、どこかのタイミングで、年齢バランスが非常にいい形、これは非常にいい形になるかどうかは分かりませんが、いい形で。静止人口というのがございます。一定の数よりも減らないし、増えもしないという。それを実現するためには、2. 幾つかの合計特殊出生率が必要なんですけれども、三重県の場合は、国全体で考えるよりも移住のことも考えられますので、プラスの部分はあるとは思いますが、どこかで静止的な人口というのが実現できるのは望ましい。ただ、それが本当にできるかどうかは、これからしっかりとやっていかなきゃいかんと思っています。

そういうものが最終的に目指す姿であります。先ほど申し上げましたように、三重県はポテンシャルはいっぱいあると思います。それを外に対しても大きく打ち出して、三重県に住むのがいいですよということを言うていくのが大事なと思っています。

先ほど申し上げました人口減少対策、今この時点での私の考えの四つの要素というのがありますが、本当にそれでいいのか。皆さん方の、もちろん議会の皆さん方の御意見も頂戴しながら、そして県庁職員の皆さんとも話をし、そして県民の皆さんからの御意見も頂戴しながら、自分たちとしてはこう思っている。若い人たちの御意見を伺いますと、交通機関がやっぱり、三重県は公共交通が弱い、公共交通があったら三重県に残りたいという気持ちがあるとおっしゃった高校生の方もおいでになりました。女性が働く場所が少ない、こうおっしゃっている女性の方もおいでになりました。

一つ一つに対応して、全部対応できるかどうか分かりませんが、これからどんな対策を打てるのか、ほかの先進的な地域の取組も参考にしながら、考えてまいりたいと思っています。

[39番 三谷哲央議員登壇]

○39番（三谷哲央） 公共交通網が弱いと。これは後で、自動車税のところであまり話をさせていただきたいと思います。

それでは、あんまり時間がないので、移住の話も始めますとそれだけでまた大分時間がかかるんですが、それは今回はやめさせていただいて、地方税の中長期の動向のほうに移らせていただきたいと思います。

最近、地方税をめぐる議論が目につくようになってまいりました。

一つは外形標準課税、もう一つが自動車税であります。

今さら申し上げるまでもなく、地方財政の状況は極めて厳しいものがあります。多様化、増大する行政需要に的確に対応するためには、安定的な財源の維持確保は至上命題だと思っております、そう言っても過言ではないと思います。

そして、その安定財源の代表的なものが、一つは外形標準課税、もう一つが自動車税であると言われております。

外形標準課税は、給与、賞与、退職金等の報酬給与額や事業年度終了日の資本金の額または出資金額が1億円を超える法人が対象でございます、法人事業税の一部でございます。

御案内のとおり、法人事業税所得割は、所得に応じて課税しており、景気による変動が大きいとされていますが、外形標準課税、付加価値割、資本割は、報酬給与や資本金等の額などに対して申告するため、自治体の安定財源と位置づけられております。

近年、この外形標準課税に少し異変が起きてきたと、このようにもう新聞報道でも出ております。どういうことかと言いますと、資本金を1億円以下に減資する法人が激増してきているということでございますが、全国の状況、そしてまた本県の状況、これをまず教えてください。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 外形標準課税の現状と課題について、答弁申し上げます。

先ほど御紹介いただきましたように、外形標準課税については、平成16年

度に法人事業税の一部ということで、税負担の公平性の確保ですとか、応益課税としての税の性格の明確化、それから税収の安定化を図るために、資本金が1億円を超える法人を対象として導入された制度でございます。

先ほど御指摘があったように、全国における外形標準課税対象法人数は平成18年度をピークに減少しておりまして、令和2年度にはピーク時の3分の2になってございます。この動きは、本県の本店法人においても同様でございまして、ピーク時の238社から、令和2年度には134社と、大きく減少してございます。

この対象法人数が減少しているのは、資本金を1億円以下に減資する法人が増加していることによるものでございまして、その背景としては、資本金制度の柔軟化ですとか、持ち株会社化、分社化等の企業の組織再編の進行が挙げられるということでございます。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） 全国平均よりも本県の減少率のほうが高い。減資する、しないというのは経営判断等もありますので、なかなか外からとやかく言えるところはないかも分かりませんが、やはりこれは県の財政にも影響してきます。

三重県の税収は、コロナ禍の反動もあって、一部、今増えておりまして、少しいいのかなという感じはしますけれども、中長期的に見れば、この外形標準課税の影響というのは当然出てくると思いますが、どんな影響が予想されるのか、部長のほうからお願いしたいと思います。

○総務部長（高間伸夫） 特に影響が出てくるのが、いわゆる景気後退となって赤字法人が増えるような局面というときに税収の減につながるものが懸念されていまして、それは先ほどもおっしゃっていただいたとおり、外形標準課税法人の場合は、所得が赤字であっても付加価値割と資本割が課税されるので税金をいただけるんですけども、資本金が1億円以下になりますと、所得割のみの課税となりまして、当然、所得が赤字であれば、所得税が課税されないという状況になります。

[39番 三谷哲央議員登壇]

○39番（三谷哲央） 先月の11月16日に総務大臣に対して、総務省の地方財政審議会が、2023年度税制改正に向けた意見書の中で、形式的な減資による課税逃れのような動きが広がっているということを指摘していきまして、それを踏まえて外形標準課税の制度設計の見直しなどが必要ではないかということも出ておるといふことでもあります。

国における税制の議論ですから、なかなか物申すのも難しいところはあるかも知れませんが、地方の重要な財源であることはこれは間違いない話ですので、県として、やはりしっかりと国へ働きかけをしていただきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○総務部長（高間伸夫） 税制の見直しは、先ほどおっしゃっていただいた国での十分な議論や判断が必要でありまして、本県といたしましても、今後も国における議論や検討状況を注視した上で、全国知事会を通じて、国に対して、いわゆる外形標準課税の対象法人の設定について、事業活動の実態を踏まえて見直すよう、強くしっかりと要求、要望してまいりたいと考えてございます。

[39番 三谷哲央議員登壇]

○39番（三谷哲央） ぜひ強くお願いしたいと思っております。

もう一つ、自動車税に係る議論を少しさせてもらいたいです。

地方財政審議会が同じ16日の意見書で、EVの税額は、財産的価値や道路損傷などの影響を反映する形で定めることが必要だと訴えられて、具体的基準として出力を挙げたと報じられておるわけでもあります。

自動車税も、都道府県の収入という地方税でございますが、御案内のとおり、自動車税は排気量に応じて払うという種別割と環境性能に応じて購入時に払う環境性能割がありまして、特に現在議論になっているのが、排気量に応じて払う種別割ということなんです。

種別割は、排気量が1000ccだとか、2000ccだとか、3000ccだとか、税額が階段状にずっと上がっていきまして、ところが、排気量ゼロのEVと、

それから燃料電池車、FCVは便宜上一律2万5000円ということになっております。

しかし、御案内のとおり、世界的にEVが加速度的に普及し始め、我が国もその例外では当然ありません。

一方、自動車税の種別割はピーク時より14%減少してきていると言われておりまして、税制の見直しは必至と、このように指摘されております。

しかしながら、自動車税は、地方の交通インフラの維持や補修など、地域間格差の少ない重要な財源でございまして、EVをめぐる税制議論の結果いかんでは地方財政にも大きな影響が出てくると懸念されるところであります。

財務省は、EVシフトによる国税であるガソリン税の減少に対応するため、車の走行に応じた課税を検討し始めるということです。せんだっての参議院予算委員会で、財務大臣が、走行距離税のことについて述べられております。大臣が参議院予算委員会で言うものですから、単なる議論の話じゃなしに、かなり現実味がある話かなと思っておるところであります。

ただ、悩ましいのは、例えば三重県でも、GX、グリーントランスフォーメーションだとか、カーボンニュートラルだとか、ゼロエミッションだとか、脱炭素だとかこういうことを声高に言うていますから、EV化を進めていくことについて真正面から反対するわけにも当然いきませんし、ある意味、促進の側に立っているのかなと、そんな感じがしております。

この自動車税の議論と関連の議論というのは、とりわけ揮発油税に関して、ずっと迷走しておりまして、道路特定財源が一般財源化したときから、揮発油税に対しての消費税の二重課税の問題だとか、こういうものが全く整理されないまま、今日まで来ているということが混迷に一層拍車をかけているのかなと、そんな感じがしております。

もし今、財務大臣が言うように、走行距離に応じて課税するということがなれば、車に対する依存度の非常に高い地方への影響というのは必至なんですよね。揮発油税というのは、これも走行距離に応じて油をたいて走るわけですから、一種の走行距離に応じた税金かも分かりませんが、こちらのほう

は、例えば、車の種類を選ぶとか、エンジンの形状を選ぶとか、使用する側にもそれなりの選択肢はあるわけですが、走行距離税というのは、走った距離に対しての課税ですから、これはもう逃げ場がない税金であります。

先ほど知事がおっしゃったように、公共交通機関網が脆弱だということになれば、地方に対する影響というのは非常に大きくなってきますし、地方に住む方々の生活基盤の維持すら危うくなっていくということになります。

この自動車税に関わる議論、今後の見通しと、また、三重県としてどう対応していくのか、このことについて伺いたいと思います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 自動車税を取り巻く議論について、御答弁させていただきます。

先ほど議員からおっしゃっていただいたように、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2035年度までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するといった政府目標も掲げられておりますので、これからどんどんこういった電気自動車等が普及していくというのが基本的な考え方だと思っています。

その上で、税収に関して申し上げますと、現行制度においては、電気自動車については最低税率で課税されることから、これがどんどん増えていくと税収の減少が当然見込まれる形になります。また、当然その税収の減少によって安定的な財政運営ができなくなることも懸念されるところでございます。

一方で、今現在、国における検討状況でございますが、先ほど御紹介いただきました、いわゆる電気自動車の出力性能に応じて課税する案というのが一つありまして、出力に応じた課税については、技術的革新を阻害するとの自動車業界の反発があります。

それからもう一つ、走行距離課税について、車が生活必需品である地方在住者ですとか物流業者の負担が増えることから反発も強く、いずれの案についても議論は一定の時間を要することから、令和5年度税制改正では、抜本

的な制度改正は見送られるものと聞いてございます。

自動車関係諸税は本県にとって重要な財源でございますが、ガソリン車を前提とした現行の税制では、電気自動車の普及に伴って税収が減少することは明らかでございます。

税制の在り方については、先ほどの法人事業税の関係と一緒になんですけれども、国における十分な議論や判断が必要であり、引き続き国の議論の動向を注視はしていきますが、一方、全国知事会等を通じて、安定した税収を確保できるよう、自動車諸税の抜本的な見直しについて、国に対して、これもしっかりものを要求していきたいと考えてございます。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） ぜひお願いしたいと思います。これからの三重県の財政、また、ここに住んでいる県民の生活にも直結してくる議論でございます。

特に知事は、全国知事会を通じていろいろ御議論いただくことになると思いますし、国土交通省で運輸畑で、自動車のことに関しては非常にお詳しいはずでございますから、ぜひお願い申し上げたいと思います。

それでは、地元を取り巻く諸課題について、お話をさせていただきたいと思えます。

今まで一般質問等であまり地元課題は言わなかったんですが、こと前でございますので、少し触れさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、一般の議員の方々は、そんな川はどこに流れておるのや、そんな道路はどこにあんのやというような川とか道路の名前が出てくるかも分かりませんが、しばらくお許しをいただきたいと思っております。

では、まず最初に、「海岸・河川堤防の耐震対策」について、お伺ひしたいと思えます。

東日本大震災を受けて、三重県では平成26年、津波浸水想定が公表されてきて、その中で、桑名市では、地震による液状化、堤防の沈下などとともに長期にわたる浸水・冠水被害が想定されております。

また、近年、御案内のとおり大規模地震が全国的に頻発しておりまして、南海トラフ巨大地震の発生確率も高まってきた、これも別の説もありますが、高まってきたと言われております。

地震、津波への備えは喫緊の課題でございます。ましてや、広大なゼロメートル地帯が広がる木曾三川河口部では、より深刻な問題だと捉えております。

そこで、長島海岸が終わりまして、現在着手しております城南地区海岸の耐震液状化対策事業の進捗率、そして、そこに連続する員弁川河川堤防の見通し、これをお伺いしたいと思います。

城南地区海岸、そして員弁川河川堤防、これが一体的に完成して初めてその効果が出てくるのだと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、員弁川の堤防耐震対策についてお答え申し上げます。

県が管理する河川堤防の耐震化については、平成30年の重要インフラ緊急点検により、県内で約51キロメートルの対策が必要とされているところであります。

このため、国土強靱化予算を活用して、被害が甚大で長期化するおそれのあるゼロメートル地帯の耐震対策をまず優先的に進めているところでありまして、現在は鍋田川において耐震対策を進めているところでございます。

議員御指摘の員弁川についてでございますが、河口部の海岸である城南地区海岸で今、耐震対策を実施しておりまして、これに引き続き、河口部から員弁川の耐震対策事業を実施していく予定であります。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○**39番（三谷哲央）** 予定は分かっているんですが、いつ頃からかかっていたらいいんですか。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 今の城南地区海岸の進捗状況等にもよりますが、

なるべく早く事業着手していきたいと考えております。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） なるべく早くですから、できるだけ早くお願いしたいと思いを思います。

次に、県管理河川維持管理について、お伺いしたいと思います。

温暖化の影響か、地震のみならず記録的短時間の大雨や巨大台風が頻発に発生しておりまして、災害に対する地域住民の不安はますます大きくなってきております。

このような集中的な大雨や台風などの浸水被害を未然に防止して、住民の生命、財産を守るために、河川の流水断面の確保、堤防等の施設の機能維持、管理が求められています。

そこで、県管理河川、員弁川、新堀川、大山田川、多度川、肱江川などの堆積土砂のしゅんせつ、河道内の樹木除去、こういうのはもう地元から再三要求、要望が上がってきている課題であります。この際、それぞれの河川の現状と今後の見通し並びに実施計画をお願いしたいと思います。できるだけ早くの話じゃなしに、具体的をお願いしたい。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、県管理河川の堆積土砂撤去状況についてお答えいたします。

河川に堆積した土砂の撤去や樹木の伐採は、河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害を軽減させるために重要と考えております。

このことから、河川パトロール等により堆積状況を確認し、市町とも協議を行った上で、優先度の高い箇所について堆積土砂の撤去及び樹木の伐採に取り組んでおります。

また、砂利採取制度の活用のほか、異常出水により堆積した土砂については災害復旧事業により対応しております。

桑名建設事務所管内において、昨年度約13万立方メートルの堆積土砂を撤去するとともに、約1万8000平米の樹木伐採を行いました。今年度は、員弁川、肱江

川、多度川、大山田川などで合計約14万立米の堆積土砂の撤去及び4万4000平米の樹木伐採を進めております。

今後引き続き、堆積状況や樹木の繁茂状況、あと地元の意見も聞きながら、来年度以降も堆積土砂の撤去及び樹木の伐採を進めていきます。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） 14万立米の堆積土砂の撤去をされるということですが、これはこれでありがたいんですけど、これで全体の必要量の何%に当たりますか。

○県土整備部長（若尾将徳） ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんが、また後ほど回答させていただきます。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） 数字だけ見ますと、何万立米というと非常に大きいように見えるんですけども、全体の必要量の中の一体どれだけなのかというのが大事なんです。それによって初めて全体の計画が進んでいくのにあと何年かかるというようなことも見えてくる、時間軸も見えてくるわけですから、やっぱりそのようなところはしっかりと押さえて答弁していただきたいなと思います。

じゃ、次に、幹線道路網の整備について、お伺いしたいと思います。

伊勢湾岸自動車道みえ朝日インターチェンジへのアクセス道路でございます。桑名市の南北軸となる都市計画道路桑部播磨線について、お伺いたします。

御承知かどうか分かりませんが、この桑部播磨線と国道421号の交差点地域には、大型商業施設の建設が現在進んでおります。この春には、桑名市を代表するような医療施設も立地するなど、これからの桑名、桑員地区の要となる地域であります。この地域を貫く道路が桑部播磨線でございます、それだけでも1日も早く、一刻も早く開通することが望まれております。その進捗状況と今後の見通しをお伺いしたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 都市計画道路桑部播磨線の進捗状況と今後の予定について、御答弁させていただきます。

都市計画道路桑部播磨線は、桑名市と朝日町及び四日市市との南北間のスムーズな交流・連携を図るとともに、国道1号等周辺道路の渋滞緩和や通学路の安全性を確保することを目的に、桑名市大字桑部の県道桑名大安線を起点とし、桑名市大字西方の国道421号を終点とする延長約1.8キロメートルの区間において、道路事業並びに街路事業にて事業を進めております。

このうち起点から約0.6キロメートルの桑部橋の付け替えを含む道路事業区間につきましては、現在、下部工3基が完成しております。引き続き2基の工事を進めており、下部工工事につきましては、令和5年7月頃の完成を予定しております。

また、上部工工事につきましては、これは橋桁の部分でございますけれども、請負契約締結の議案を本定例会議に上程してございます。

それから、道路事業終点から国道421号に至ります約1.2キロメートルの街路事業区間でございますが、平成30年度に事業化し、地元の御協力を得まして、用地の約75%を取得してございます。今年度は、橋梁の詳細設計や用地取得を実施してございまして、令和5年度に道路事業終点側から工事着手する予定でございます。

引き続き、桑名市や地元関係者の御協力を得ながら事業を進めてまいります。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○**39番（三谷哲央）** 非常に具体的にお話をいただきまして、ありがとうございます。

非常に大事な道路ですし、一日も早い完成へ、ぜひ御努力をお願い申し上げます。

次に、桑名市多度地域の工業団地、いなべ市工業団地へのアクセス向上につながる県道御衣野下野代線について、お伺いしたいと思います。

コロナ禍でございますし、また、不安定な国内外の情勢でございますけれ

ども、ありがたいことに、ここ多度地域への工場の進出の御要望は非常に強いものがございまして、多くの問合せがあります。今さら申し上げるまでもありませんが、この地域への企業の立地はこれからの桑名市の財政をきちっと支えていくものでございまして、桑名地区全体の産業、経済の基盤となる地域であります。

しかしながら、最大の問題は、この工業団地へのアクセスでありまして、前にも少しお話をさせていただいていますが、道路が今二つあります。一つが、県道御衣野下野代線、もう一つが四日市多度線であります。

桑名市の方々の関心も非常に高く、つい二、三日前に、ある会合で、市議会議員からも、この県道御衣野下野代線、四日市多度線、どうなっておるんだというお話が出るぐらい皆さんの関心が非常に高いということです。

御衣野下野代線につきましては、おおよそもう地元の合意もできてきたということを知っていますが、この道路の改良の現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

あわせて、時間もあまりありませんので、四日市多度線についてもお伺いしたいと思います。

四日市多度線、一つは星川の交差点の改良、もう一つが、嘉例川の拡幅、この辺りだと思います、問題点は、御努力いただいているのは重々承知しておりますけれども、これの見通しも併せてお伺いしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、桑名地域の幹線道路の整備状況についてお答えいたします。

まずは、県道御衣野下野代線でございます。

県道御衣野下野代線は、カーブが急な箇所や幅員が狭い箇所があり、大型車の擦れ違いに支障を来していることから、これらを解消し工業団地へのアクセスの向上を図ることを目的に、桑名市多度町御衣野から下野代まで約1.1キロメートルの区間において、令和2年度から道路改良事業に着手しております。

令和3年度には、地元関係者に事業計画を説明した上で、一部区間の用地測量に着手し、今年度は、用地測量が完了した区間から用地取得に努めております。また、まだ残る用地取得が完了しない区間については、用地測量を進めていきます。

今後は、工事着手に向けて、桑名市や地元関係者の御協力をいただきながら、早期に用地取得が完了するよう努めてまいります。

次に、四日市多度線の状況でございます。

四日市多度線は、幅員が狭く、大型車の擦れ違いに支障を来していることから、これらを解消し、工業団地へのアクセス性の向上を図ることを目的に、桑名市星川から東員町穴太までの約600メートルの区間において、平成30年度から道路改良事業に着手しております。

令和3年度から用地測量と用地取得を進めていっておりますが、用地取得に時間を要している状況であります。

当路線が抱える課題解消と工業団地のアクセスの向上に向け、引き続き、桑名市や地元関係者の御協力、御支援をいただきながら、早期に用地取得が完了するように努めてまいりたいと思っております。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） 難しい課題は重々承知しておりますが、ぜひ早期の完成に向けての御努力をお願いしたいと思います。

次に、大山田スマートインターチェンジについてお伺いしたいと思います。

先ほど申しあげました御衣野下野代線及び四日市多度線、この二つのアクセス道路を補完するとか、さらに役割を高めていく、そういう意味では非常に重要なスマートインターチェンジでございます。

退任された水野前部長は、この制度のスキームは私がつくったんだとたんかを切って、必ず完成させるんだと言いつつ、近畿地方整備局の道路部長に行ってしまった。広げた風呂敷はどこかで畳んでいただかないかきやいけないんですが、若尾県土整備部長、国土交通省の道路局の後輩であります、畳んでいただけますか。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、大山田PAスマートインターチェンジについて、県としての対応について御答弁いたします。

大山田スマートインターチェンジ構想については、周辺に工業団地があり、物流の効率化やアクセス性向上による産業活性化という観点に加えて、浸水区域を迂回する高速道路へのアクセス確保による防災機能の強化という観点もあることから、非常に重要であると考えております。

現在、桑名市において国によるスマートインターチェンジの必要性の確認に向けた計画検討・調整が進められておりまして、県としても、国、中日本高速道路株式会社、桑名市でのスマートインターチェンジ実現に向けた勉強会に参画しておりまして、また、国による準備段階調査の早期着手に向けて、本年5月及びこの11月の提言活動において国土交通省のほうへ要望を実施しております。

今後引き続き、このスマートインターチェンジ構想の実現のため桑名市が実施する取組に協力し、桑名市と共に国による準備段階調査の早期着手に向けて、国土交通省や高速道路会社等に強く働きかけてまいります。

[39番 三谷哲央議員登壇]

○**39番（三谷哲央）** 畳んでいただけるお約束はいただけませんでしたけれども、非常に大事なポイントですので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、部長が「等」の中に入れておられます桑名東部拡幅、伊勢大橋の架け替えについて、簡単にお伺いしたいと思います。

昭和9年の橋です。もう既に88年たっています。あと5年、あと5年という話がずーっと続いておりますが、いまだに、ピアのほうは姿が見えてまいりましたが、その実現の時期というのは見えてこないんですが、これはいつ実現しますか。

○**副議長（藤田宜三）** 自席にて答弁をお願いします。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 伊勢大橋の架け替え工事は、平成27年度に着手されておりまして、全体で17基ある橋梁下部工のうち14基が完成しておりま

す。残る3基の橋梁下部工事と陸上部での改良工事が今推進されております。

国土交通省からは、令和5年度には橋梁上部工事に着手すると聞いております。

当該事業区間には、3か所の主要渋滞箇所とか、20トン超過車両制限区間の存在等の課題がありまして、これらの課題解決が非常に重要だと認識しております。

こちら先ほど同様、5月と11月に提言活動で、国土交通省等へ要望を行っておりまして、今後も促進期成同盟会と共に、一日も早い完成に向けて、しっかり国に対し働きかけていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） もう時間がありませんが、少し木曽岬干拓地のお話だけさせていただきたいと思います。

北川さんが知事のとときに県境ができました。野呂さんが知事のとときに再三お願いしましたけれども、1回も干拓地には足を踏み入れていただけなかった。鈴木知事のときをお願いしたら、就任早々7月に入っていたら、あの人とはいろいろありましたけれども、この1点だけは僕は評価しているんですよ。

今まで農地以外に使いえなかったのが、メガソーラーということで、農地以外に使えるようにもなった。

知事にもお願いしたところ、早々に、名張市に次いで木曽岬町に来ていただいて、現場を見ていただいた。そのことは感謝しています。ただ、見ていただいただけではあかんで、この後、木曽岬干拓地の公共利用に県としてどう関わっていくのか、知事の決意をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一见勝之） 私、木曽岬干拓地を見させていただきました。

県にとって、恐らく最後の干拓地、そして、これは非常に重要な土地になると思っています。

まだ、これから計画をつくっていくところもありますし、それから計画をさらに広げていって、実際に今、企業誘致などに踏み込んでいくところもありますが、これは県として非常に重要な土地であると考えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

〔39番 三谷哲央議員登壇〕

○39番（三谷哲央） 知事から非常に力強い決意を聞かせていただきました。

木曾岬町民の夢というだけではなしに、あれは県有地ですから、地主は1人なんです。県なんです。やっぱり三重県の将来にも大きく関わってくる土地だと思っています。

2027年にはリニア中央新幹線が来ると、名古屋の近郊であれだけ広大な空間が残っているというのはあそこしかないわけですから、この土地利用も大きくここから関わってくると思いますので、ぜひ知事を先頭に干拓地の土地利用をよろしくお願い申し上げまして、時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 稲森議員。

○21番（稲森稔尚） この後、小林貴虎議員の一般質問でありますけれども、小林議員については、自ら引き起した問題についてまともな説明もせず、反省もせず、けじめもつけていない。そのような状況の中で、のうのうと一般質問をするという感覚は、全く理解できません。

この一般質問を許可するべきでは私はないと思っていますし、再度議会運営委員会でしっかりその観点からも議論していただきたいと思います。

○副議長（藤田宜三） 稲森議員に申し上げます。

議長は、議会運営委員会の決定どおり議事を進めておりますので、御了承願いたいと思います。

○21番（稲森稔尚） 再度、議会運営委員会で議論していただく動議を提出したいと思います。

○副議長（藤田宜三） ただいま、稲森議員のほうから動議が出されました。

この動議に賛成する方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） ただいまの動議は、所定の賛成者がありませんので、成立いたしません。

〔「ヘイト議員の発言を容認することはできませんので、退席をさせていただきます」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） それでは、議事を進めさせていただきます。

県政に対する質問を継続いたします。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） よろしくお願ひします。

初めて伊勢木綿ではなくスーツで登壇しました。というのも、時節柄、今朝も街頭で手を振ってしまして、着替えるといういとまがなかったものから、そのまま来ました。もちろん寒いんですけども、手を振り返してくださる方があったりだとか、クラクションを鳴らしてくださったりだとか、窓を開けて声をかけてくれる人など、人の温かさを感じています。直接要望事を受けることもありました。

さて、今回は、この4年間行った質問を振り返り、その後の県の取組を確認したいと思います。私の読み上げ部分はおおよそ25分ですので、よろしくお願い致します。

まず、三重県庁のDX推進、特にかねてからお尋ねしているAPI化について、今後の展望をお願いします。

三重県オープンデータライブラリを見ると、警察の協力を得て、事故や空き巣、不審者などの興味深い情報を地図上に表示して公開していますが、そのほかは、基本エクセルやCSV形式のデータ提供にとどまっており、利活用の面から課題が多いと思っています。イベントデータも公開されていますが、これもCSV形式で、月1回の更新、三重県主催のものや県関連施設の行事のみのデータです。

ほかの自治体では、行政及び民間が開催するイベント情報をデータベースに集約し、複数の民間事業者がこのサーバーからイベント情報を抽出し、ユーザーに情報を提供するサイトをつくっています。

オープンデータとして望ましい形は、データファイルの提供よりもさらに踏み込んだ、県管理のデータベースに外部からアクセスし、必要なデータを検索し、抽出し、県民のニーズに応じた形で表示する方法、つまりデータベースのAPI化が必須です。

オープンデータライブラリでも、例えば理美容、食品営業許可、医療、助産所などのデータが公開されていますが、現在のエクセル形式での提供ではなく、API化したデータベースに民間事業者がアクセスする形で公開できれば、例えば、営業許可日のデータを基に新たに開業した店舗を通知するアプリなど、県民に有用なサービスを提供することも可能です。

また、私も何年も毎月、岩田川の河口で清掃活動をしています。県が河川美化ボランティア及び海岸清掃ボランティアの申請を受け付けていることを知りませんでした。

例えば、主催者がオンラインで申請し、場所と日時を登録することにより、各地の清掃ボランティアの情報を集約、公開、周知することが可能になるで

しょう。そして、興味がある人たちが閲覧し、例えばそこから参加申請をすれば、手持ちの携帯電話のカレンダーに予定が自動的にアップされるというような機能も今技術的につくるのが可能です。

県としては、一定の審査は必要だと思いますが、申請された清掃活動の情報を別途入力する手間も要らず、主催者は告知の一手段として、参加者を増やすメリットがあり、参加者は参加するハードルが下がります。オンライン申請とAPI化によって3者がメリットを得ることができます。これがDXの進むべき方向性だと思います。

三重県のデータベースをAPI化していくのか、今後の展開を伺います。

また、民間事業者や県民の協力を得る必要があると思いますが、オープンにされた県の保有するデータを活用して、県民サービスの向上をどのように図っていくのか、2点お伺いします。よろしくお願ひします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 県保有データのAPI化と利活用による県民サービス向上についてというお尋ねがございましたので、答弁させていただきます。

国のデジタル社会の実現に向けた重点計画では、データは、知恵・価値・競争力の源泉であるとともに、社会課題を解決する切り札と位置づけられ、新たな価値の創出に向けたデータ活用方策の具体化が示されております。

その中で最大のデータを保有する行政機関においては、データ連携と、それを利活用したサービスを提供する基盤を構築することが鍵とされております。さらに、基盤の整備とともに、データの設計やセキュリティー対策を含む運用ルールを明確にするとともに、オープン化が可能なデータにつきましては、オープンデータとして社会全体で活用できるよう推進していくことが求められております。

こうした背景の下、県では、DX推進基盤を今年度整備しまして、行政DXの推進に向けた取組の一つとしてオープンデータの充実とともに、データに基づく政策立案や新たな行政サービスの創出につながるデータ活用に取り組

むこととしております。

オープンデータにつきましては、平成26年度から三重県オープンデータライブラリをホームページ上に開設しておりまして、令和4年11月末時点で、防災、環境、文化等、県政全般における2次利用が可能な合計91データを公開しております。

しかしながら、県民、事業者の皆さんが、必要とするデータを取得し、自らのサービス等に自動で取り込むことができる、御紹介にありましたAPIというもの機能が未実装であったりとか、加工が難しいPDFでの公開データが一部存在しているなど、利用しやすい、活用されやすい形での公開という点からは、必ずしも十分に進んでいるとは言えない状況でございます。

このため、DX推進基盤によって、三重県オープンデータライブラリを刷新し、令和5年度夏頃を目途に新たなサイトを公開する予定でございます。

新しいサイトでは、国が推奨しています標準フォーマットなどに基づく公開データの拡充やファイル形式の見直し、API機能の実装などにより利活用しやすいデータの提供に努めていきたいと思っております。

オープンデータライブラリの刷新に加えまして、データの蓄積、共有、連携、分析などによる政策立案や新たな行政サービスの創出につなげていくために、データ活用基盤を整備するとともに、新たにデータ活用方針を策定してまいります。

データ活用基盤の活用に当たりましては、専門家の知見等を活用しながら、令和5年度から令和7年度にかけまして実証実験を行いまして、令和8年度からの本格運用を目指しております。

また、より効果的なデータ活用を推進するためには、県保有データにとどまらず、市町や企業等が保有するデータとの連携が不可欠であることから、官民連携によるデータ活用の在り方についても、積極的に研究、検討を進めていくところでございます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

早速、令和5年度から令和7年度に実証実験をするということで、非常に期待しております。

最後にもう一つ、DXに関する課題解決のために取り組んでいただきたい事例がありますので、御提案させてください。

三重おもいやり駐車場利用証の新規申請及び更新、再交付が7月から始まったと伺いました。午前中の答弁にも言及がありました。ただ、1万件を超える利用者データをエクセルで保管しているということも伺いました。オンラインで申請いただいたデータもエクセルに転記されるようです。

また、紙での申請もこれまでどおり併用されるようですが、この入力に関しては、対応は受付窓口や市町によってまちまちで、受理した紙を県庁に送って県庁で入力していたり、受付窓口がエクセルに入力して、これを県に転送するケースもあるようです。細かい指摘はしませんが、セキュリティー上も、入力の手間も、改善の余地があるように思います。

本来、県がデータベースをつくり、オンライン申請では申請者がここに直接入力し、県が審査する。各窓口で入力代行する場合も、それぞれの窓口から県のデータベースにアクセスして、直接入力するべきだと思います。また、オンライン申請の項目にメールアドレスの入力欄はありますが、必須になっていません。利用者に連絡する方法は、基本電話ないしは郵送だということのようです。

先般、石垣議員が、多胎児の保護者の要望を基にした一般質問の中で、利用資格がなくなった方の一部が利用者証を返納せず、継続利用しているケースがあることを指摘されました。しかし、電話や郵送での返納の依頼など、事実上できていないということでした。

この課題もDXの余地があると思います。

例えば、利用者データをAPI化した上で、外部からのアクセスを可能にし、利用者証をQRコード化することで、個人情報には表示せず、利用資格の有無だけ検索、表示することで、他者が確認できるようなアプリを開発すれば、本来利用できるべき方々がちゃんと利用できるようになると思います。

また、隣の愛知県や東京都、神奈川県、埼玉県では、現在、三重県の利用証が使えない課題も指摘されています。三重県が先駆的に取り組み、全国的にデータの標準化ができれば、児童相談所のA i C A N同様に、三重県発のD Xが全国展開し、同様の課題が日本中で解決されることになるのではないかと思います。

おもいやり駐車場のある施設のデータもエクセルで保有しているようですので、県のページでは、わざわざHTML形式に書き換えて公開している状況です。これもD Xの余地があると思います。

県民や事業者の意見や提案を聞き、県の保有する様々なデータの利活用が実現できれば、もっといろいろな課題が解決される可能性があると思います。

ぜひ今後も、三重県にはD Xの先進的な取組をいただきたいと思います。こういうのがあったかいD Xなんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次、行きます。

以前、委員会で、紙ベースのテストからC B T、C o m p u t e r B a s e d T e s tへ、いつ変えていくのかお尋ねしました。

その際、令和3年1月に実施されるみえスタディ・チェックからC B Tを実施すると回答があり、現在に至っています。

時を同じくして、国では全国の学校で利用が可能なM E X C B Tというシステムを提供し、希望する学校が利用できるようにしています。

三重県は、現在採用している独自システムの利用を継続するのか、M E X C B Tに移行するのか、見解を伺います。

その上で、C B T化によって、子どもたちの学力定着にどのような効果が期待できるのか、また、教育の事務量、削減効果についても併せて答弁願います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 三重県独自のみえスタディ・チェックについて、国の進めるシステム、M E X C B Tへ移行する考えについて、答弁申し上げます。

まず、MEXCBTですけれども、MEXCBTは、子どもたちが学習端末を活用して学べるよう、文部科学省が令和2年度から運用を始めたシステムです。主な機能として、全国学力・学習状況調査の過去の問題や地方自治体が提供した問題のうち選択式問題や計算問題に学習端末を用いて取り組むことができ、解答後すぐに自動採点されます。なお、学校や市町、県単位での得点結果の集計や得点分布や問題ごとの正解の状況の分析機能などは有していません。

また、文部科学省では、令和7年度から全国学力・学習状況調査をこのMEXCBTを使って実施できるよう検討しており、こうした学習端末を用いて回答する方式、Computer Based Testing、CBTについての研究会を令和3年度から開催しています。本県も参加し、集計や分析機能が整備されるよう要望しますとともに、他の自治体の状況なども情報収集しておるところです。

一方で、本県が独自に実施しているみえスタディ・チェックは、令和4年1月から、紙での実施から学習端末によるCBT方式に既に移行しております。解答後、設問ごとの正解・不正解をすぐに確認でき、正解の場合はさらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題が自動提供される機能を有しています。

紙で実施していたときの教員の手間ですけれども、教員は、採点集計や課題に対応した問題の準備などに時間を割いていましたけれども、CBT方式によりこれらが自動化され、一人ひとりのつまずきや学級や学校の強み、弱みを即時に把握できます。このことで、教員は課題のある児童生徒への指導やより分かりやすい授業への工夫改善に注力できるようになったところです。

今後についてですけれども、みえスタディ・チェックが有している集計分析機能や追加問題の自動提供機能が現行のMEXCBTには備わっていないため、現時点では、みえスタディ・チェックをMEXCBTを使って実施することは考えにくい状況です。

一方で、文部科学省からは、研究会での意見も踏まえ、MEXCBTの機

能追加を検討していくと聞いており、今後、その状況も確認しながら、みえスタディ・チェックをMEXCBTを使って実施できるかどうか検討してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 答弁ありがとうございます。

三重県独自のシステムのほうが利便性が高くて、それから、子どもたちの振り返りや教員の新しい授業の構築に資するということを伺って、非常に喜んでおります。

この後、国が新たにアップデートをしていってより使いやすいものになる可能性は十分あるんでしょうけれども、その動向を見ながら、県は県独自の方法で子どもたちに資する教育を充実していただければと思います。

みえの学力向上県民運動の基本方針には、「家庭の環境や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちがその可能性を最大限に発揮できるよう支えていくことは、子どもたちに関わる全ての大人の役割と責任です。子どもたちは大人を見ており、『子どもの問題は、大人の問題』です。」と書かれています。

私自身も子育て中の大人の1人です。子どもは宝です。我々大人の努力で三重の子どもたちの学力定着に一層尽力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。

同じく学力の問題なんですけど、みえの学力向上県民運動のページには、みえ家庭教育応援プランが掲載されています。

現在のプランは平成29年3月に策定されておりまして、同プランの2ページには、「本プランの期間は、おおむね10年先を見据えた、今後5年程度の期間」と書かれています。そうすると、平成29年から5年後の令和4年3月に新プランが策定されるはずだったと思いますが、現時点でこれは見当たりません。

このプランの中で、家庭での学習習慣の向上や、読書習慣の定着など再点

検して工夫改善すると書かれています。しかし、県民運動推進会議では、設置当初から読書習慣が不足していることが指摘されており、今年の全国学力・学習状況調査の結果でも、読書習慣の不足が明らかにされています。つまり、長らく改善に至っていないということです。これまでの取組とは違った方法なり、別の手段を講じる必要があるのではないかと思います。

27ページの「学習コンテンツの充実」では、「電子媒体による学習コンテンツの作成・提供」とあります。

1人1台パソコンが整備され、先ほどの質問のとおりみえスタディ・チェックがCBT化され、AIドリルといったものが既に実証済みであって、次の段階、次のステップに移る必要があるんじゃないかと思います。

平成29年当時から、子どもや学校を取り巻く環境が変わり、また、継続して解決できていない課題などがあることから、同プランを新しくする必要があるのでないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） みえ家庭教育応援プランの見直しの考え方についてお答えします。

家庭教育は、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育であり、みえ家庭教育応援プランは、その教育を応援するための基本的な取組の方向性を示したものとなっております。

プランの見直しに当たりましては、これまで、新型コロナウイルス感染症が子どもや家庭に与える影響について注視してきたところでございます。新型コロナの影響が長期化する中で、日常生活での様々な制約が、子どものコミュニケーションの力や体力に影響を与えていることも明らかになってきております。

また、現行プランの策定から5年が経過し、家族のありようが一層多様化するとともに、子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな課題も顕在化しており、これらの課題にも対応していく必要があると考えております。

そのため、現在、プランの改定に向けて、大学の先生や学校関係者、子育て支援団体等の外部有識者と意見交換を行っております。有識者の方からは、家庭の自主性を尊重するというのが基本になりますけど、困難を抱え、教育に余裕のない家庭に寄り添いながら支援するための取組も新たに追加する必要があるのではないかという意見もいただいております。

また、新型コロナの感染拡大を契機に、在宅勤務やオンラインでの研修など、デジタルの活用も飛躍的に進展しており、家庭教育を応援する際の視点として、新たにICTの活用促進等も追加していきたいと考えているところです。

子どもが生まれ育った環境にかかわらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育つためには、教育の原点であります家庭教育をしっかり応援していくことが重要であります。

現在、県の教育の基本的な方針を示す三重県教育施策大綱も改定に向けた検討が行われており、改定内容を考慮しつつ、国が示す新型コロナへの対応であるとか、令和5年4月に発足予定のこども家庭庁の動向も踏まえながら、みえ家庭教育応援プランの改定を進めていきたいと考えております。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私のほうから、読書習慣と学習コンテンツの2点について、御答弁申し上げます。

まず、読書についてですけれども、県教育委員会では、令和2年に策定いたしました第四次三重県子ども読書活動推進計画に基づきまして、家庭、地域、学校、それぞれの役割に応じて、本と出会うきっかけづくりや読書習慣づくり、それから読書活動の啓発などに取り組んでいます。

例えば、家族でコミュニケーションを深めながら、読書に親しむ家読の推進、地域のボランティアの研修や交流会の開催、子ども自身が好きな本の魅力を発表し、聞いている人が最も読みたいと感じた本を投票で決める書評合戦、ビブリオバトルなどに取り組んでいます。

一方で、こうした取組を進めておりますけれども、読書をする児童生徒は

減少傾向となっています。全国的にも同様の状況ではあります。

一方で、読書をする子どもの割合が高い市町では、家庭で一緒に本を読むファミリー読書リレーや町が推薦する本を乳幼児期から中学校修了までに読む活動、あるいは小・中学校への司書の配置など、特徴的な取組がなされています。これらの取組を他の市町でも参考とされるよう、市町教育長会議などで共有したところです。

また、県立高校の図書館の中で、利用者や貸出冊数が伸びている高校があり、例えば、屋外の開放的な空間で本に親しむ青空図書館や医師などの経験談を聞いたり対話したりする車座トークなどの取組がなされています。

実際に経験できることには限りがありますが、読書を通じて、子どもたちは新しい世界に出会ったり、わくわくしたり、励まされたり、喜怒哀楽を感じたりするなど、読書はとても意義のあるものです。

今後、読書活動推進計画に基づく取組について、具体的な成果につながることを意識して一層工夫するとともに、子どもたちに一番身近な学校図書館を読書習慣の形成・定着の中心として改めて捉え、取組を進めたいと考えております。

小・中学校でも、図書館を中心とした読書活動が活性化されるよう、モデルとなる市町にアドバイザーを派遣し、児童生徒が本に親しむ取組への助言や支援ができないか、検討しています。県立学校でも、図書館を活用した探究的な学びのモデル的な取組などを検討したいと考えています。

読書に関わる全ての人との連携を一層深め、子どもたちが本に触れる機会を増やしてまいります。

次に、1人1台端末を活用した学習コンテンツの充実について、御答弁申し上げます。

まず、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度に小・中学校の児童生徒一人ひとりに学習端末が整備されました。各学校では、この学習端末を活用しまして、視覚的に理解できる授業やインターネットを活用した資料収集、プレゼンテーション資料の作成など、子どもたちの主体的な学びを促

す授業を進めているところです。

県では、先ほども申し上げましたが、令和3年度からみえスタディ・チェックをCBTで実施しているほか、県がこれまでに作成した単元別・習熟度別のワークシートを学習端末に取り込めるようにして、児童生徒がそれぞれの理解度や進度に応じて学習できるようにしております。

市町でも、ドリルソフトなどを独自に導入し、個に応じた学習の推進に努めているところです。

今年度からは、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、全ての公立小・中学校において、英語1教科または英語を含む2教科のデジタル教科書が利用可能となっております。これに加え、希望する県内10市町の13小学校においては、全学年の児童を対象に、いずれか1教科のデジタル教科書が利用できる環境が整備され、デジタル教科書活用の実証が行われておるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、市町教育委員会と連携しながら、学校の実情に応じ、学習コンテンツを効果的に活用できるように取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

ビブリオバトル、私も何回か伺いました。子どもたちの発表、すごく面白いと思っています。

あと、アドバイザーを市町に派遣するというので、さらに取組を進めていただけるということも理解しました。それからデジタル教科書の活用も、もう既に実証実験をしているということなので、さらに多く進めていただいて子どもたちの学びの場が広がることを期待しています。

39ページに、「発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」というところで、「幼稚園・認定こども園、保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、保護者と学校の共通

理解のもとに障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します」と書かれています。

令和3年11月16日に開催されたデジタル臨時行政調査会において、岸田総理から、貧困や虐待などから保護を要する子どもたちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子どもたちの生活に関わる関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします、という発言がありました。これを受けて、4回にわたるこどもに関する情報・データ連携副大臣プロジェクトチームが開催され、議論の内容が取りまとめられています。

ここで、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、困難な状況にある子どものSOSを把握し、教育、保育、福祉、医療などのデータを分野を超えて連携させ、分析することで、潜在的に支援が必要な子どもに対するニーズに応じたプッシュ型の支援を行う取組を進めることを検討しています。

現在、三重県では障がいを持つお子さんを念頭に置いてパーソナルカルテを利用していますが、国はもっと広い範囲で子どもの状況を分析する、SOSをキャッチするための情報共有ができる環境を令和7年までに整備するようです。

子どものメンタルヘルスに関しては、3月にも取り扱いました。

国の動向も踏まえて、子どもの生育環境をよりよいものにしていくためにも、このプランも適時改善していただく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。

令和3年5月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が全会一致で可決されたことを受け、同年6月に、三重県の対応を一般質問でお伺いしました。

特に、同法16条には、迅速な初動対応を可能にすることを目的に、「児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他関係者により構成される児童生徒性暴力等対

策連絡協議会を置くことができる」と書かれています。

文部科学省に問い合わせたところ、同協議会の設置は努力義務ではあるものの、これを設置しないということは、当該自治体が教職員等による児童生徒に対する性暴力の防止の取組に積極的ではないことを示すことになりかねない、どの自治体も同協議会を設置するものだと考えているという見解を確認しました。

木平教育長からは、昨年6月の質問の際に、今回の法律において、性暴力等の事実確認に当たり、児童生徒の人権と特性に配慮する旨が規定されたことから、その趣旨を踏まえ、被害児童生徒や保護者の気持ちにしっかりと寄り添っていけるよう、専門的な知識を有する方や関係機関の協力を得て、一層適切な事実確認に努めていきたいとの答弁をいただきました。

同法は、本年4月から施行されています。同協議会の設置に向けた進捗状況を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置に向けた進捗状況について、御答弁申し上げます。

児童生徒への性暴力の防止対策に関しましては、これまでも必要に応じて警察や弁護士に相談するなどして検討してきましたが、より機動的・効果的に対応するためには、警察や弁護士、心理などの専門家との日頃からの連携が必要であると考えております。

このため、令和4年4月に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に位置づけられております連絡協議会の設置について、今年度から、県教育委員会事務局の関係課と関係機関の職員による会議を開催し、連絡協議会の構成メンバーや協議する内容などについて議論を重ねているところです。

この連絡協議会については、現時点で全国的にも設置している自治体がほとんどない中ではありますけれども、様々な性暴力に対応するために、どのような専門家がどのように連携するのが効果的であるかなどについて、全国

の検討状況や対応方法なども注視しながら、さらに検討を進めていきたいと考えております。

加えて、昨年度から実施しております生徒がわいせつ行為やセクシュアルハラスメントを受けたり、見たり、聞いたりしたことについてのアンケートや教職員へのコンプライアンス研修などを通じて、性暴力の防止に取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

全国的に設置している自治体が少ないという話を聞き取りのときにも伺いました。

それから、環境生活部が作成したハンドブックの原案を閲覧させていただきました。ここで書かれていたのは、事件が発生した後、必要な場合は、警察や弁護士の力を借りて対応するというプロセスでした。やっぱり迅速な初動対応を取ることができるのかなという不安が残念ながら残ります。

先般、千葉市の教育委員会に伺って、同市の取組を学んできました。

千葉市では、残念なことに小学生の児童複数が被害に遭う重大な事案が発生したことがあります。被害児童だけでなく、ほか多くの子どもたち、それから保護者、そして当然周辺の教員や関係者も深く傷ついたと思います。聞き取りに行った課長は、裁判を全て傍聴したようで、そのことを本当に声を詰まらせながら話してくれました。

現場の方々は、これを非常に深刻に受け止めていまして、学校の信頼回復と子どもを守るために、専門家である大学の先生を交えて、対策を講じていると伺いました。

例えば、教育委員会内にスーパーバイザーがおって、スクールカウンセラーのトップがいて、警察OBがもう既にいます。政令市なので児童相談所を持っていますので、常に連絡が取れるようになっているということです。つまり、同法律ができる前から迅速な初動を可能にする連携体制がもう既に構築されているということです。

危機対応チームは、子どもへの聞き取りは記憶の汚染が懸念されること、否定する加害者の意見に影響を受けて証言が変わる可能性があること、それから2次被害を防ぐため、聞き取りは一度きりだと決めているそうです。

それから、加害者に対しては、教育委員会内で聞き取りはもちろん行っていますが、同僚ではどうしても信頼してしまったり、適切な聞き取りができない可能性を考え、警察OB及び弁護士で行うということ、それから、管理職の隠蔽の可能性を排除するため、市教育委員会のスクールレスキューに懸念事案を教員が直接連絡できるようにするという取決めをしているようです。

また、小学生の低学年の児童などは、性被害に遭っていることすら認知できていない可能性があることや、電話やLINEなどへの相談は難しいという専門家のアドバイスがあって、年に4回、色つきの上質紙で平仮名やルビを振った案内を配布して、児童が封筒にして、切って、直接投函できる手紙を採用しているようです。

教育支援課のスーパーバイザーと子どもが手紙でのやり取りをして、その後、必要に応じてスクールカウンセラーであったり校長であったり適切な担当に引き継いでいっているということのようです。

その後、千葉市が先行して行っていたことを千葉県が後追いで、連絡協議会を設置する方向で現在取組を進めていると伺いました。当時の千葉市長が現在の千葉県知事になったこともあって、千葉県の取組が進み始めたということでした。

平成27年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。この改正により、総合教育会議が設置されることとなり、首長と、それから教育委員会両方が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。首長なんです。また、総合教育会議において、両者が議論して教育大綱を策定することになっています。これから教育大綱を策定するという話も先ほど出ましたけれども。

知事部局と教育委員会が共に子どもの教育や教育環境の整備について取り組む時代に変化してきているということですので、この課題についても千葉

県と同様に首長のリーダーシップが重要だと考えています。

東海地区や近畿地区あるいは全国的に設置事例があまりないということでしたが、三重県の姿勢として、子どもたちを守る環境を整えることとは別個のことだと思います。我々はどうするんですかということが大事なんだと思うんです。

残念なことに令和3年度にも懲戒処分の報告があったことも踏まえて、一見知事においては、各機関及び団体、警察、弁護士、専門家など、関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置に向けて、積極的な取組をお願いしたいと思います。子どもたちを守るのは、我々大人の責任だと思います。

次に行きます。

今年3月の一般質問で、伊勢湾再生に関して、当時の水野県土整備部長から、環境生活部、農林水産部と連携して、伊勢湾の再生に向けた効果的な取組を充実していくという答弁をいただきました。

その際、海岸法に基づき、海岸保全基本計画の見直しを進めているところで、この計画の議論の中で、土砂の活用、生物共生型の構造物の整備、いわゆる人工的な浅場のようなものですね、前回にお話をしました。これについても議論していきたいという内容の答弁がありました。

基本計画の見直しのスケジュールや土砂の活用、それから生物共生型の構造物等の整備について、今後どのように議論されるのか、答弁をいただきたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 伊勢湾再生に向けた海岸保全基本計画の見直しの進捗状況について、お答え申し上げます。

まず、海岸保全基本計画についてでございますが、海岸の保全及び海岸保全施設の整備の基本的な事項を定めるもので、本県では平成15年に、三河湾・伊勢湾沿岸、熊野灘沿岸の二つの海岸保全基本計画を策定しております。

この海岸保全基本計画でございますけれども、国が設置した気候変動を踏

まえた海岸保全のあり方検討委員会による令和2年の提言を受けて、気候変動による影響を考慮した対策を盛り込むために見直されることとなっております。本県の二つの海岸保全基本計画についても見直しを進めているところであります。

本年度は、隣接する愛知県などとの調整を実施しており、令和5年度からは気候変動による将来の影響を推計した上で、令和7年度内に見直しできるよう取り組んでいるところであります。

計画では、海岸の防護に関する事項とともに、海岸環境の整備及び保全に関する事項についても記載する必要があると、この海岸環境の整備及び保全に関する事項については、伊勢湾再生に向けた取組を踏まえて見直す予定としております。

このため、この取組内容については、環境生活部や農林水産部等と連携していくとともに、自然環境の保全、生物の生育環境への配慮などについて、有識者から御意見をいただく機会を設けることとしております。

また、自然環境の保全、復元や生物の生育、生息環境に配慮した海岸整備といった課題への対応を基本計画に位置づける際に、議員から御指摘のあった河川のしゅんせつ土砂の海浜への活用や生物共生型の構造物の活用などの具体的な方策についても議論していく予定としております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

国の方針で、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会でいろんなことが決まって、新たに基本計画をつくり直し、その中で海岸の事項と併せて保全の事項も記載する、その上で伊勢湾再生の取組も有識者からの意見を聴いて記載していくという内容で答弁をいただきました。

随分、前回の状況から進んで、考慮いただけるということを聞いて安堵しています。

前回伺ったときに、平成28年に実施された実効性のある藻場・干潟の保全・創造方策検討調査に示された令和3年度までの造成目標20ヘクタール

に対して、実際、14ヘクタールしか再生されていなかったという報告が国の書類に書かれていたということはお示しさせていただいたとおりです。だから多分、農林水産部だけの予算では目標達成が難しかったんだろうということだと考えています。

ですので、この基本計画に文字として取組を記載いただくことは、今後、部長や担当職員が変わっても継承されていくという根拠になりますので、前回、部長に答弁いただいたとおり、また今回も答弁いただいたとおり、県土整備部が、他部局との連携の下、伊勢湾再生に向けた効果的な取組を充実していただけるような基本計画になることを期待しています。

私は、生産者でもないし、漁業者でもないのですが、本当に単純においしいノリや魚が食べたいというだけなんですけれども、そのためにも、やはり県全体で取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。

津駅周辺道路空間の整備について、これまた県土整備部なんですけど、今後の展開をお伺いしたいと思います。

地域から要望などを集約いただいて、現時点で、2階デッキをつくり、歩行者と車両を分離すること、それから、（パネルを示す）歩行者の東西の通り抜け連絡通路を造って移動しやすくすること、にぎわいの創出や回遊性の強化といったことが定まっています。

駅の北には三重大学があって、南には大門商店街とか丸之内商店街とか、そのほか中心市街地と言われたものが存在します。他地域との交通連携については、以前お伺いした際、次のような答弁がありました。

今後の自動運転を含めた新しいモビリティの社会においては、モビリティが個人所有の時代から共有の時代へと移行することとされている。

これを踏まえて、道路の視点について、ネットワーク、拠点、空間マネジメント、そして平常時、災害時を含めてセットで考えていく必要がある。

品川、呉、三宮など、ほかの地域における駅周辺整備プロジェクトの計画づくりにおいて、中心となる拠点から他の拠点への広域的な新しいモビリ

ティーの活用も盛り込まれていると。

10年先、その先の未来を見据えた議論も含めて行うとともに、早期に進める内容なので、めり張りをつけながら、検討を進めたい、という内容でした。

津駅に人が集まり、津駅から人がほかのところへ移動していくという交通の結節点という観点で、津駅周辺の道路空間の再編を通して、周辺地域へのにぎわいをいかに広げるかということに関して、お尋ねしたいと思います。

また、先般、実証実験としてキッチンカーが多く並び、利用者が集まったと聞いています。

2階デッキ部分を有償で場所貸ししたり、イベントを開催するなど、空間再編後の運営に関しても継続的に費用がかかり、新しい空間をいかにして収益事業化していくかということがこの事業を持続可能な事業にするということではないかと思います。つくりっ放しにならないような工夫が必要なわけですが、運営面に関してどのように考えているのか、2点お伺いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 津駅周辺道路空間の整備について、お答え申し上げます。

県都津の玄関口である津駅は、企業や官公庁、高等学校などが周辺にあり、歩行者交通量が1日当たり約5000人と多いことから、地域が発展する大きなポテンシャルを秘めております。

このため、関係者に御協力をいただき、令和2年度から検討会を立ち上げ、公共交通の利便性の強化、災害時の対応強化、にぎわいや滞留機能の強化などの実現に向けて、津駅周辺道路空間の整備方針を令和4年3月に策定しました。

今年度は、歩行者のにぎわいや滞留機能の強化を検証する社会実験として、津駅東口通りの県道津停車場線の車道を6車線から4車線に減らして拡張した歩道空間にキッチンカーなど出店によるにぎわいの社会実験を10月下旬に行っております。期間中は延べ約6500人に利用していただき、大いににぎわうとともに、交通安全上の大きな課題は特に見つかりませんでした。

今後、周辺住民、駅利用者、関係機関等に対して、津駅周辺における課題やニーズを把握するための調査を行う予定です。

今後の取組方針ですが、社会実験の検証結果や調査結果を踏まえ、津駅周辺道路空間再編検討委員会で議論を重ね、熟度を高めていくとともに、津駅周辺の道路空間再編に向けて、整備の具体化を図ってまいります。また、持続可能な、将来的なことを考えても、民間ならではのアイデア、ノウハウを活用するPFIなどの導入も検討する予定です。

また、議員御指摘の他地区との連携でございますけれども、現在、津市が中心となって、大門・丸之内地区のにぎわい創出に向けた計画を策定しております。この計画とも連携することで、回遊性の強化など、整備効果を相互に高めていきます。

また、リニア中央新幹線三重県駅が計画されておりますが、それとこの県都の玄関口となる津駅との接続機能を強化するというので、リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮できるように進めていきたいと思っております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

1日5000人で大きなポテンシャルだと、また、引き続き検討していただくということです。

現在、津市が行っている大門周辺のにぎわい創出の計画と連携するというので、県と市との連携は必須だと思います。あと、リニア中央新幹線との接続も三重県の玄関口として、津にどのように接続してくれるのかということを伺いました。

ただ、先ほど答弁いただいたときに、やはり津駅周辺の方からの意見を伺ってということが出てまいりました。先ほど来お話ししているとおり、やはり波及効果がある場所です。なので、大学周辺であったりだとか、それから中心地、あるいはそのほかのところも含めて、西側も当然人が住んでいるわけですので、その方々からも意見集約ができて、当然この計画そのものが、時間帯によって道路の使い方を変えるということなわけですから、時間帯に

よってどこに行きたいかという方々も様々だと思いますので、できるだけ多くの方から広く意見を集約いただけるような対応、聞き取りの段階でオンラインでというようなことも聞きましたけれども、ぜひ広く意見を聴いていただいて、できるだけいい計画にしていきたいと思います。この津駅周辺道路空間の整備方針にも、当然、地域の活力を引き出すことのできる整備事業にしていきたいと書いてあります。

我々地元の人間としては、三重県が津の活性化に関する事業をやっとやってくれたんだなという非常に大きな期待がありますので、ぜひその期待に応えていただけるような計画というか事業にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、PFIも僕はすごくいいアイデアだと思います。

県が常に支出しなきゃいけないわけじゃなくて、そのニーズに合わせたサービスを提供するというのは、やっぱり民間の事業者さんが一番アイデアを持っていて、ノウハウがあると思いますので、そこをうまく連動しながら、新しくできたところで賃貸料を得て運用するということが理想的じゃないかなと思います。ありがとうございます。

次に行きます。

本年8月30日付で、文部科学省より、図書館を設置している各県担当課、学校図書館担当課、県教育委員会の人権教育担当課、それから国立大学法人附属学校主管課及び私立学校主管課に対して、12月10日から16日に予定されている令和4年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間に向けて、関連図書等の充実及びテーマ展示の実施など、児童生徒や住民が手に取りやすい環境の整備への協力を求める通知が発せられました。

この通知を受けて、三重県教育委員会及び県立図書館における取組状況をお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 拉致問題に関する図書等に係る文部科学省からの文書への対応について御答弁申し上げます。

令和4年8月30日付で文部科学省から発出されました北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力等についての事務連絡は、9月初旬に県立学校長に周知いたしますとともに、市町教育委員会に対して、小・中学校への周知を依頼したところです。

学校図書館の蔵書は、児童生徒の発達の段階などを踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資するよう努めることが大切であるとされており、本事務連絡につきましても、各学校の実態に依りて適切に判断されるものと認識しております。

北朝鮮による拉致問題については、学習指導要領を踏まえ、小・中学校の社会科の授業、高校の公民科の授業などで取り扱っており、今後も児童生徒の拉致問題への理解が深まるよう取り組んでまいります。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 県立図書館における対応について、御答弁申し上げます。

県立図書館では、県民の皆さんによりよい図書館サービスを提供するために、専門書ですとか三重県に関する資料を収集し、県民の皆さんに活用いただいております。また、医療・健康や人権などの時宜にかなったテーマで特設コーナーを設置し、そのテーマに関連した図書の展示を行い、県民の皆さんに役立つ情報の提供を行っております。

拉致問題に関する図書についてでございます。

現在、横田めぐみさんのお母さんである横田早紀江さんが執筆された本をはじめ、拉致問題に関する約30冊の本を所蔵し、貸出しを行っているところです。

今後、この拉致問題に関する図書の充実につきましても、県立図書館の資料収集方針に基づき、選定委員会の中で検討していきたいと考えております。

もう1点のテーマ展示についてでございます。

議員からも御紹介がございましたが、世界人権宣言の採択日である12月10日は人権デーで、その日から1週間、12月10日から12月16日が北朝鮮人権侵

害問題啓発週間であることから、その間、特設コーナーを設けまして、北朝鮮の拉致問題に関する図書の展示を行います。

また、このテーマに特化した展示につきましても、拉致問題を所管いたします戦略企画部と連携し、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

県立図書館では、この期間に企画展示をしていただけるというお話を伺いました。30冊所蔵しているということも伺いました。

ぜひ、人の目に触れるところで、素晴らしい企画展示をしていただきたいと思えます。

ただ、聞き取りの段階で私が伺ったのは、テーマ展示をしていただきたいというお願いと、それから図書の充実も併せて文書の中にありました。30冊あるからということなのかもしれないですし、当然、館長なり、その選定委員が決めることだし、学校においても同じことで、学校長が決めることなんだろうとは思いますが、残念ながら、新しく買うとか充実するというような答弁は、私はいただいておりませんでした。こっちから買いなさい、買いなさいというものではないというのもよく分かっています。

ただ、この問題に関しては、法律がもう施行されております。公布されております。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律です。

この法律で、国は、国の責務として第2条に、北朝鮮当局による国家的犯罪行為の解決のための最大限の努力と、それから徹底した調査、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明といった三つの内容が定められています。

それで、第3条には、地方公共団体の責務として、「国と連携を図りつつ」、「国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と書かれています。もちろん努力義務です。だから強制はしていないんですが。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間ですが、これは毎年当然全国的に行われているもので、昨年12月には拉致問題を考える国民の集い in みえが開催されました。ここで、一見知事は、この際の挨拶で、海上保安庁時代に、石川県の拉致実行犯が船を隠したと言われる入り江や、それからめぐみさんの拉致現場に視察に行ったこと、国家の3要素である国民が奪われた重大な問題であるという発言をさせていただいております。

また、三重県議会では、過去3回にわたり、拉致問題の早急な解決を求める意見書が議会に諮られ、可決されています。今回も準備されていると伺っています。

めぐみさんが拉致された新潟県に先般会派で訪れた際、伺った取組では、PTAを通して、小・中学生だけではなく保護者にも啓発を行っていて、新潟県内で40から50市町で実施されているということでした。

前回、令和元年に質問した際、政府がつくったアニメ「めぐみ」、これの学校での啓発活動、残念ながら、実施事例が全国平均より低いという答弁があって、明らかになりました。

内閣官房拉致問題対策本部が、文部科学省に宛てたその1日前、8月29日の通知には、拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であって、特に若い世代に拉致問題への理解を促進することが重要であると書かれています。

だから今回、わざわざ教育委員会にこういった通知が出されたとは私は認識しています。なので、図書の充実が今回はあまり積極的に考えられていないという答弁というか聞き取りを受けた以上は、やはりもう少し積極的な取組を願いたいなと思っております。

我が国の主権、これは拉致という犯罪を処罰できていないということ。それから、国土です。拉致がこの日本の国土内で実行されたという事実。国民、当然、先ほどの知事が言われたことのように、拉致被害者をまだ救うことができているということは、全て国家の3要素ですよ。これが侵害されたままであるということです。だから、拉致問題解決のため、拉致問題その他北

朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律に基づいて、第3条の地方公共団体の責務を積極的に果たしていただきたい、より一層の啓発に取り組んでいただきたいと思うわけです。

拉致被害に遭った当時のめぐみさんと私の娘はほぼ同じ世代です。先般は、実際は学校で先生と進路の話をしていたらしいんですけども、最近、暗くなるのが早いです。めぐみさんが拉致されたときも寒い冬だったはずです。電話を持っているんですけども、学校なので当然つながらない、取れない。GPSをつけていないので、位置関係も分からない。家にいる娘と何回も連絡するんだけど、連絡が取れない。どれだけ肝を冷やしたか。親ってそんなもんだと思います。

だから、めぐみさんの話、お母さんの話、映画も何度も見ました。その話を聞くたびに、やっぱり胸が詰まる思いです。あんなに必死になって探して見つからない。どこにいるか分からない。長きにわたって、死んだか生きているかも分からない状況が続いて、啓発に表に立てば、罵倒される、中傷される。そんな苦しみを何である被害者の家族が受けなきゃいけないのか、切実に思います。

だからこそ、今我々は、啓発して、子どもたちに伝えて、何としても解決するんだという思いを、やはり大きく心ある者が声を大にして伝え続ける必要があると思いますので、ぜひ、そのお気持ちを知事は当然分かります。なので、県一体となって実施していただきますように、よろしく願います。

さて、もう最後の締めくくりになりますが、私の住んでいる場所、津市、藤堂高虎のいた場所です。治めた場所です。

今まで、藤堂高虎が204条に上る遺訓を残しているということは以前にもお伝えしたと思います。204条です。1条とか2条じゃないんです。徳川家康は長い句を一つ残しておりますが。

この高山公遺訓二百ヶ条というのですけれども、高虎は主君を7度も変えた日和見主義で、変節漢で、裏切り者だというようなことが語られたことが

過去にあります。今でもそれを信じている方が一定いるんですね、伝記とか。それから特に遺訓二百ヶ条を読むと、実に人情に厚くて、誠実で真っすぐな人物だということが、読んで取ることができます。

今回は、嫁につらく当たるやつは駄目だというようなことも書いてあったし、御飯を食べるときに怒るやつは駄目だよと、何で、どれだけお百姓さんが苦勞して、米作ってんねんという話を書いてあるわけです。

この11条には、家来には情けをかけ、諸事見逃してやることが肝要だとか、それから32条には、えこひいきをしてはならない。60条には、家来を簡単に手打ちにするななんていうことも書いてあります。それから、誰かが亡くなったときもすぐに飛んでいけなんていうことも書いてありました。それから、主人に仕えるに当たっては、欲を捨てて主人のためを第一に考えるべきである、主人に呼ばれたときには何をおいてもすぐ参上すべきであるというようなことも書かれています。

今のコンプライアンスでそれがいいのかどうかという話は置いておきまして、ただ結果として、これが高虎が家康に仕えたさまだと伝わっています。藤堂の参上は花が降るようだということが浅井家に書かれていると聞いています。

結果、徳川家康は、藤堂高虎を最も信頼して、そばにおいて、死の淵に接した際、お家の一大事にはまず高虎に相談せよと言い残しています。また、死後にも一緒にいたいという願いで、高虎の宗派改宗を求めて、現在、上野東照宮に家康と共に高虎が祭られています。

さて、第117条には、侍は位によらず我、自分の考えのない人は、なたの首が折れたようなものだ、ただし、我を立てるといっても、愚痴っぽい人が理屈の立たないことに我を立てるのは本意、つまり本来あるべき姿ではないと書いています。正道で我を立てるのがあるべき姿だということです。

藤堂高虎のこの遺訓に倣って、真っすぐ正道を進みたいと考えております。

また、この場で議論ができることを祈念して、質問を終結します。ありがとうございました。

○副議長（藤田宜三） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

議 案 の 上 程

○副議長（藤田宜三） 日程第2、議案第164号を議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（藤田宜三） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第164号の補正予算は、国の内示額の増加に対応し、観光需要喚起策を実施するための経費として、一般会計で41億8859万8000円を増額するなど所要の措置を講じるものです。

歳入では、国庫支出金について、地域観光事業支援補助金でその全額を増額しています。

歳出については、年明け以降も引き続き、旅行割引「おいでよ！みえ旅キャンペーン」を実施するため、41億8859万8000円を増額しています。

また、三重県勤労者福祉会館の自動火災報知設備の更新工事について、工期が令和5年度に及ぶため、238万7000円の債務負担行為を設定しています。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（藤田宜三） 以上で、提出者の説明を終わります。

会 議 時 間 の 延 長

○副議長（藤田宜三） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○副議長（藤田宜三） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後4時5分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第164号の審議を継続いたします。
本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（前野和美） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
164	令和4年度三重県一般会計補正予算（第8号）

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明6日から19日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明6日から19日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月20日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会します。

午後4時6分散会